

第五十一回 参議院農林水産委員会 會議録第二十一号

昭和四十一年四月二十二日(金曜日)

午後一時二十八分開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

田村 賢作君
青田源太郎君
北條 雋八君

補欠選任

上原 正吉君
八田 一朗君
二宮 文造君

四月二十二日

辞任

上原 正吉君
八田 一朗君
二宮 文造君

補欠選任

田村 賢作君
青田源太郎君
北條 雋八君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山崎 齊君

委員

野知 浩之君
和田 鶴一君
渡辺 勘吉君
宮崎 正義君
青田源太郎君
梶原 茂嘉君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
高橋雄之助君
任田 新治君
仲原 善一君
温水 三郎君
森部 隆輔君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君

国務大臣

農林大臣

北條 雋八君

政府委員

外務省条約局長

坂田 英一君

農林政務次官

藤崎 萬里君

農林大臣官房長

後藤 義隆君

水産庁長官

大口 駿一君

事務局側

丹羽雅次郎君

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査
(北洋漁業等に関する件)

(農業の所得格差に関する件)

○委員長(山崎齊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査を議題とし、まず、北洋漁業等に関する件について、質疑を行なうことにいたします。川村君。

○川村清一君 私は、本日この機会を得まして、北洋漁業の問題について、特にサケ・マス漁業や、安全操業の問題、さらに底びき船の北洋転換等の問題を中心として、若干の質問を申し上げたいと思います。

まず、最初にお尋ねしたいことは、本年度の日ソ漁業委員会は、きわめてきびしい情勢のもとにあったわけでありましても、日ソ両国の友好的なムードと、両国代表の真摯な努力によって、お互いに歩み寄るものは歩み寄って、円満に過般妥結をみましたことは、まことに慶賀にたえないところだと思っております。

そこで、この本年度の日ソ漁業委員会において、いろいろ紆余曲折があったわけでありま

が、時間がありませんで、そういう交渉の経過は別といたしまして、特に両国の間において妥結調印された内容、特に昨年度と変わった点、たとえば漁獲量であるとか、あるいは規制措置等について、まず簡単に要点的御説明を願いたい、こう思うわけでありま。特に、これは北洋漁業でございますので、日ソ漁業委員会においては、カニであるとか、ニシンであるとかも入りますけれども、カニ、ニシンは省略してけっこうでございますから、サケ・マスの問題についてのみひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(坂田英一君) 日ソ双方の科学者を初めサケ・マスについての資源の状態について相談をいたしましたわけでございますが、今年は、先ほどお話しのとおり、非常にマスの不漁の年に当たっておりますわけでございます。さようなことからいたしまして、サケ・マスにつきましては大体四月の十二日まで會議が続きまして、十二日に妥結を見たわけでございます。こうして、四月の十四日に調印をいたしましたようなことでございます。全体としてサケ・マスにつきましては、年間総漁獲量を九万六千トン、これはいわゆるA区域、B区域それぞれ四万八千トンということでございます。B区域におきましては一〇%のアンクローンスがあるわけでございます。不漁年における資源の保護等のために今年限り最小限の措置をとるということにいたしましたわけでございます。操業期間は、A区域の操業終期を昨年よりも十六日繰り上げて、いわゆる七月二十五日ということ。昨年は八月十日でございます。B区域におきましては、日本の国内措置によって実質的に数日間短縮することにしたわけでございます。また、四十八度以南の流し網漁業及び母船式漁業につきましては一部の区域において漁期を若干制限する、十四日間制限するということにいたしました。

わけでございます。

なお、申しますのに、カニにつきましては、例年実施してきた漁区の交換以外はすべて例年どおりということにいたしましたわけでございます。大体かようなことで終結いたしましたわけでございます。

○川村清一君 ただいま大臣の御答弁の中でちょっとふに落ちない点がありますので、その点再度お答えを願いたいわけでありま。この規制措置の中で、四十八度以南の流し網と母船式流し網について十四日間制限するということは、これはどういうことなのか。

それからB区域については、国内措置によって数日間制限するというようなお答えがあったと思うのでありますが、この国内措置によって数日間制限するということは、これはいままとも具体的にいえる何日制限されるお考えなのか。その期日等も明らかにしてもらいたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 操業期間についての問題でございますが、まず条約上の始期終期に關しましては、A区域におきまして終期を在来の八月の十日を七月の二十五日にする。これはA区域だけでございます。それからB区域につきましては、条約上の始期終期は昨年と同様で条約はいじくりません。ただB区域の基地独航船は一定の時期から四十六度の線をこえまして、いわゆるA区域に入りまして操業いたします。そのためにA区域に入ります許可証を港で渡すわけでございます。その許可証を渡す日を五日程度、八月の二十八日まで、昨年は七月の三日に渡すという運用をいたしました結果、B区域におきまして操業が一日縮まるわけでございます。ただ、それはB区域の操業をやめてA区域に入つてやるという意味でございまして、条約上の変更ではございません。以

上でございます。

○川村清一君 日ソ漁業委員会というのは、これは申すまでもなく一九五六年に締結された日ソ漁業条約に基づいて毎年持たれる委員会であり、そして、この委員会はモスクワと東京において交互に開催されておるのであります。そこで、この漁業委員会が持たれる、いわゆるものをなす日ソ漁業条約、この条約の問題についてお尋ねしたいのですが、条約の条文をお聞きするわけではありませんが、条約が締結された目的であります。いかなる目的をもつていかなる趣旨をもつてその日ソ漁業条約というものは締結されておるのか、いわゆる条約の本質といえますか、その条約の基本的な考え方といえますか、それをひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 日ソ漁業条約の本旨は、公海におきましてサケ・マスの漁獲を資源保護の立場から合理的な漁獲にするという、資源保護のもとにおきまして漁獲をするということが本旨であります。その方法といたしまして、両国で構成する委員会をつくりまして、資源の評価、漁獲高の相談をして、これによって適正な漁獲量を、公海におきまして漁獲量をきめて、とつていく。そして、資源を枯渇せしめない、また合理的にとる、そういうための条約でございます。したがって、資源の問題から漁獲量の問題等一切が両国で構成される委員会の決定にゆだねる、こういう仕組みであり趣旨でございます。

○川村清一君 ただいま水産庁長官からお答えがありましたように、この条約は一九五六年六月の十四日に締結された条約でございますが、やはり本旨は、漁業の最大の持続的生産性を維持するために両条約国の科学的研究を推進するということ、その論理の上に立つて必要な資源保護の措置並びに調整を施す、これがまあこの条約の本旨だろうと思うわけでありまして、明らかにうたつてあるわけでありまして、そうしますと、この条約のもとに構成され、作業するいわゆる科学技術小委員会も、また科学技術小委員会の報告に基づいて行なわれるいわゆる日ソ漁業委員会も、この本

旨をやはりもととしていろいろな議論がなされなければならぬと思うわけでありまして、この点ひとつどうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お説のとおりでございます。

○川村清一君 そうしますと、本年は、先ほど大臣の御報告によつて、日本の漁獲量はA区域において四万八千トン、B区域において四万八千トン、合計九万六千トンという漁獲量の決定をみたわけでありまして、この決定をする根拠は、やはり科学的な資源論の上に立脚した資源評価をもととしてこの数字は出てこなければならぬ、私は思うわけでありまして、そこで、毎年毎年これが問題になっておるわけでありまして、この資源評価は、何を要素として、何を問題としてこの資源評価がされるのか、これはまあ十回この委員会をやつてきておるわけですね。毎年毎年これが問題になるわけでありまして、一体ことしの資源評価といふものは何を根拠にしてなされておるのか、これをひとつ御説明願いたいと思つておるわけでありまして、最初の方に資源評価の方法論についてということで合意を見たわけでございます。

で、合意の内容を簡単に申し上げますと、結局、公海上におきましてその捕獲されたサケ・マスを中心にして資源量を評価するという一つの科学的評価、それから申すまでもないことでございますが、鮭は川に上り川から下りますので、遡上量及び降下量、これを評価の一つの大きなメルクマールにする、こういう形で理論がセツトされました。それに基づきまして、わが国におきまして、たとえば北洋のうちの北のほうの部分におきましては、八つの調査船を出しまして、調査官がみんな乗つております。そのほかにも母船に調査官を乗せております。それから会社に対しまして調査の資料の要求をして提出させております。提出義務を課しております。それによつて何をやるかということでございますが、一つは

魚の体長、それからうろこから見ますところの魚の年齢組成、それから何年魚であるという問題、それからソ連側のデータのほうは、降下量と遡上量でございます。そういういたしました、結局何年産のたといふマスならマスがどういう年齢組成に相なっているか。たとえば非常に若くなつてくるか、あるいは非常に年とつたのがなくなつたのか、あるいは取れます魚の年齢構成分布がゆがんでまいっているか、そういうような問題の有無、その他から、科学者間におきまして資料を出し合ひまして、科学小委員会でもそれぞれの、同じマスにつきましても、西カム系のマスからオホーツク海系のマスをあげまして、詳細な資料の提出の上、議論が各ストツプといひますか、魚群ごとに資料の突き合わせが行なわれまして、たとえば本年度のマスは一九六四年に比べてどう評価するかというの、最終的に両国で意見を一致させるわけでございます。

○川村清一君 ただいまの長官の御説明は、まあいろいろありましたが、要すればこういうことなんでしょう。いわゆる公海における漁獲されたサケ・マスの漁獲量、それからソ連の沿岸におけるいわゆる沿岸における漁獲量、それからソ連の河川に遡上する新魚の量ですね、まあそれでしょう。結局それをその量の中において、まあ日本の調査船が海上においていろいろ研究しておるといふのとらえた魚群のいわゆる年齢組成であるとか、これが何年魚であるとかいふようなことから推定いたしました、そして今年度の資源はこの程度である、またこれは西暦紀元にして奇数年はこれはマスの不漁年である、偶数年はマスの豊漁年である。これは過去の統計からそういうものを推定して、そして、そしてこれはこの程度である。この資源の評価といふものに、私は非常に疑問を持つわけですが、この条約は長官が言われましたように、条約にははっきりその両条約国の科学的研究を推進するということ、科学的合理性の上に立つて論理、その論理の上に立つてこの資源が評価さ

れなければならぬわけでしょう。ところが、幾らとれたという漁獲量をもつてこれが資源論の中心の主体をなすものとするならば、私はこれは科学的でない。少なくとも合理的ではないと思つておるわけですが、一体この点は、漁業白書に対する代表質問でも私ちょっと申し上げたのでありますが、あの漁業白書によれば昨年はサンマが非常に不漁であつた、これは海況の変化によるものだと、簡単にそういうふうなきめてしまつておるわけですね、ほんとうにそれは海況の変化なのか。あるいはその他の原因で、あるいは乱獲であるとか、あるいはまた何かの自然的な変化であるとか、あるいは魚群のいわゆる魚道の変化であるとか、あるいは魚群のいわゆるサンマの不漁をもちつた原因ではないかといふところの究明がない。簡単に海況の変化といふことでこれをやつておるわけですが、そこで、サケ・マスでございますけれども、当然これは海況の変化であるとか気象条件の変化であるとか、あるいは食害もあるであらうでしょう。こういう自然的な条件の変化、さらにまあこれはあまり申し上げることもできないと思つておるわけですが、あとにも出てくる問題ですからちょっと触れまされども、たとえばA区域における母船式漁業におきましてはなるべくマスをとらないようなやうな努力をする。というのは価格の問題があるわけですね、こういったやうなものは総合的にこれは究明されていないのではないかと。したがって、こういったものをもつと綿密に分析、究明していかねければこれは納得する資源論にはならないでしょう。単に幾らとれたからという漁獲量だけでも、これを柱にして資源評価をするということ、少なくとも科学的な論理といふものをここに打ち出すことにはならないのではないかと。思つておりますが、この点ひとついかがですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) ことしの交渉にいたしましても、一日から始まりまして科学小委員会が十七日までかかりました。約半月以上これをやっております。それで、ただ両国で幾らとれた

するために、両国の学識経験者を含めての北洋資源の科学的調査を両国間で約束しておるはずでございます。それをまだ実現していないということと一つあるのですが、大専専門家とそれから学者が、五、六年間は続けたことがあると思うのですが、それが一昨年から中止されているように思えるのですが、この点はどうなんでしょうか。

それからもう一つ。いま、ソ連では潜水器とあるいは潜水艇等使っておりますが、日本ではどんなふうな調査のしかたをしているのか、ちょっとお伺いしておきたいんですが。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 一昨昨年だと存じますが、赤城・イシコフ間で、お互いにもう少し研究及び技術の交流をやるうではないかという話が一つございました。それから、それより先に専門家の交流という話はございました。ただ、専門家の交流は、専門家がお互いに行つて、向こうの研究施設その他を視察するというところでございます。で、技術交換といいますか、技術協力の問題、技術を相互に交換するというのを本格的にする必要があろうということで、専門家の相互

視察というのは実は昨年ソ連側の希望でやめた
い——昨年はやったわけですが、昨年はやめました。本年度はこれからの相談です。しかし、それとは別にお互いの技術を公開、交換し合おうじゃないか。で、わがほうとしては、たとえばソ連のサンマナリソ連の底びきの技術なり、試験研究の結果をもらいたい。ソ連のほうとしては、わがほうの加工とか、あるいはマグロとか、そういうものについての研究成果、技術、そういうものを学びたいという話がございます。で、この問題につきましてはお互いに進んでやる——いま先生御指摘の潜水艇といいますが、吸い上げるバキューム方式によって魚をとるという技術は、ソ連のほうが進んでおるようでございます。そういう問題については、私どものはうとしてはソ連からもらいたい。底びき漁業というふうなものもソ連は非常に発達いたしておるようでございますので、もらいたいというか、できるだけ

資料を向こうからもらいたい。それからこちらのほうでも、いままでサンマ等については非常にやっけてきている面もございますので、それはそれなりにソ連のほうでも利用価値があるし、向こうのサンマの資料ももらいたい、こういう技術協力という立場の問題を今後取り進めてまいりたい、単なる専門家の相互視察というよりも、こちらを重視してまいりたい、こういう線を進んでおりまして、今年度も具体的にさらに話を進めてまいる所存でございます。

最後に御質問のございました潜水艇による漁法というお話でございますが、これは海底開発等の関係で一部少し試験場等で手をつけておりますけれども、日本の現段階は見るべきものがまだございせん。ソ連も潜水艇による漁法という点には、私寡聞でございますが特に進んでいると聞いておりません。むしろ何というのですか、バキューム方式とか、大型船による漁法という点が非常に進んでおる、かように理解をいたしております。

ソ連が調査器具として潜水艇、潜水艇を使っておるかどうかにつきましては、私存じませんので、後刻調べて御返事いたします。

○川村清一君 長官の御説明によると、日本の資源研究はちっともソ連に劣っておらないと自信を持ってお答えになっておられるわけでありまして、だとすれば、たしか今年度日本側が要求した漁獲量というものは、これはことしはマスの不漁年である、一九六四年、おとしですか、これは十一万トンの割り当て量に對しまして、実績は九万九千トンであった、そういうようなことから日本側としては一九六四年の資源よりも減つているとは認められない。したがって、少なくともことしの漁獲量はまあ一昨年どおりの十一万トンか、少なくとも十万トンは割らない、こういうようなことを主張しておった。その主張の裏づけは、やはり進んだ日本の科学者の資源論によってそういう主張をしたものと思うわけでありまして、ところが、最終的にはやはり減つて、九万六千トンになった、こういう事実。それから一九五六年から

今年までの十年間の日ソ漁業委員会の経過をずっと記録をたどつてみますと、あくまでも科学的な資源論に立脚して議論が交され、そこから漁獲量が定められていくべきはずなのに、資源論ではなくして、いわゆる配分論といひますか、最終的には政治力によってこれが決定されていく、これは事実であります。日本から赤城農林大臣がソ連に飛んで行ったり、あるいは河野農林大臣がソ連に飛んで行ったりして、そうして向こうのイシコフ漁業大臣と日本の農林大臣とが話し合つて、政治的に漁獲量が取り決められていっている、これは過去の事実であります。だとすれば、私は納得いかないわけでありまして、やはり日ソ漁業条約の本旨にとりまして、また、日本の資源論というものがソ連側をして納得せしめるいわけの根拠がないのではないかと、長官は、決して日本の資源研究というものはソ連にひけをとらないと、非常な御自信であります、ソ連だけの自信が御ありになる資源研究ならば、ソ連の学者をして納得せしめることができるのではないかと、いわゆる学問はもう國境を越えて純客観的なものであるから、政治から離れて学問的には一致されるべきではないかと思つておられます。この点はどうですか。やはり、私は今後の問題もあるので、心配して御質問を申し上げておるので、大臣のお考えをひとつ聞かしていただきたい。

○國務大臣(坂田英一君) 先ほど水産庁長官からお答えを申しておるのでございますが、今度の場合におきまして、学者間の、三月一日以後、長らくの検討の結果は、ことしの資源という問題については意見が大体一致しておりましたことは、その他のいろいろの報告によつて御了承であらうと思つております。

そこで、ことしの場合にそういうわけでございますので、全く資源保護という問題に非常に重点を置かれたのでありますが、そういう点について、数量ももちろんのことでありまして、この規制の行き方等について、非常な問題が双方において論議されたことも御存じであらうかと思ひ

まするが、それらについても慎重な検討をいま加えておるわけでございます。その結果として、結局ソ連におきましても、六万五千トンというものを五万トンにこれは減らすという話し合いであり、わが国においても、同様、A区域、B区域において四万八千トン、合わせて九万六千トン。しかし、B区域については一〇%のアロアンスをみるということでございますので、結局、さうなことで、双方とも資源の保護のために漁獲量を制限したというところで、最後、協定をいたしておるわけでございます。

なお、本年は特別のそういう関係でございますので、一昨年の九万九千トンというもののしかもちろん日本の場合においては九万六千トン、しるございますが、今回においては九万六千トン、しかし、一〇%のアロアンスを加えて考えますと、十萬トンをすわけでございます。一昨年の不作よりもさらに不作であらうというところは、両方ともこの資源論としては認められたわけでございますが、大体一昨年よりも若干の数量的にそのアロアンスを加えますと、その数量まで到達し得ることに相なつたわけでございます。しるして、規制その他については、双方とも十分の審議をいたしまして、後、その間大体四十三日間審議を続けたようなわけでございます。別に日本が政治的にどうしようということではない、理解の上に立つての努力を各委員がつとめてくれたということ、非常に私も喜んでおるような次第でございます。

○川村清一君 資源論については、いずれまた機会をひとつ得さしてもらいます。そういう学者先生のおいでをいたして、十分ひとつ勉強させていただきたい、こう思ひます。

それで、これから私は国内の九万六千トンのサケ・マスの配分の問題についていろいろ御質問を申し上げたいと思つておりますが、実は外務省の条約局長においでを願つておるわけでありまして、条約局長においでを願ひましたのは、実は北洋の安全操業の問題についてひとつお尋ねをしたい、安全操業の前提になる問題についてお尋

ねしたいと思ひまして、まあおいでを願つたわけでありまして。

それで、若干サケ・マスの問題をあとにずらしまして、安全操業の問題で条約局長にお尋ねをいたしたい、こう思ひます。

先般の、日韓共同規制水域で、第五十三海洋丸が拿捕された事件が起きました、国会の中で大いに論議されたわけでありまして、当然農林水産委員会においてもこれが論議をされました。このときに、もしこの第五十三海洋丸が共同規制水域でなく、いわゆる日韓漁業協定にある専管水域を侵犯しておつた、専管水域に入つておつたものと假定した場合——これは入つておらなかつたんですが、入つておつたとした場合には、一体この日本の漁船に対して韓国は追跡権があるのかどうか。それから裁判管轄権はいずれの国にあるのかというところが問題になつたわけでありまして。この追跡権の問題につきましては、当委員会においては、追跡権はないという御答弁をいただいた。それから私はその他の委員会の会議録を読んだり、また予算委員会等も傍聴した次第であります。最初、どうも外務大臣も追跡権はないといううな御答弁をされておつたように聞いておつたわけでありまして。ところが条約局長は、予算委員会のときに、たしか、もし専管水域に入つておるならば、国際法上韓国に追跡権はある、こういう御答弁をされておつたように私は聞き取つたわけでありまして、これは非常に日韓漁業協定の国会で、わが党はあらゆる角度からこれは追及しておるわけでありまして、さういふあいまいな協定であるというふうなことからいひたいのであります。そこで、本日条約局長においでをいただいたことは、一体第五十三海洋丸が専管水域に入つておつた場合は、韓国に追跡権があるのかないのか。裁判管轄権は韓国にあるのかどうか。この点を国際法の上からひとつぜひ明らかにしていただきたい、こういうふうなことでおいでを願つたわけでありまして。ひとつ御答弁をい

ただきたいと思ひます。

○政府委員(藤崎萬里君) 追跡権の問題につきましては、いろいろな委員会ではたびたび御答弁をいたしておりますが、私はいまの御設問のような場合に、韓国に追跡権があるという趣旨でお答えしたはずはないつもりでございます。この追跡権がないという趣旨で、この協定にそういう規定が設けられていないのであるから、しかも国際法上そういう場合に追跡権があるという趣旨でもないのだから、韓国に追跡権がないことは明瞭であるという趣旨で、いつもお答えいたしておるつもりでございます。それから、かりにいままた別の問題といたしまして、専管水域を侵犯しておりました、専管水域内でつかまつた場合、そのあとの処分はどうなるかという点につきましては、この漁業協定の専管水域を規定した第一条に、それぞれ沿岸国が専管水域内では排他的管轄権を行使する。排他的ということはつまり沿岸国だけが管轄権を持つて、ほかのものは管轄権を行使し得ないということでございます。管轄権の中には裁判管轄権も当然入りますので、先ほど申し上げましたように、専管水域内を侵犯し、専管水域内でつかまつた場合の裁判は韓国で行なわれることになる、こういうことでございます。

○川村清一君 そうしますと、専管水域の中においてつかまつても、専管水域の中においても、専管水域に入つておつたのが共同規制水域のほうに逃げていきますね。この場合において韓国は追跡権がないということでございますね。それから、専管水域の中でつかまつても、これを処分することとは韓国政府にその権利はないということでありませうか、裁判は韓国政府がやるのであるということとでございますか。この点をちょっと……、はっきりしませうから。

○政府委員(藤崎萬里君) かりに専管水域内で操業しておつたとしまして、専管水域内でももちろん韓国側に取らざるの権能がございますから追跡を始めるわけでございます。そして追跡中に日本の漁船が専管水域外に逃げた場合、

は、その専管水域外にまで追跡を継続することはできない、韓国の船は。そういうことを追跡権がないという言い方で申し上げておるわけでありませう。それから、かりに専管水域を侵犯しておつた専管水域内でつかまつた場合には、すべての取り締まりの権能を向こうで持つておるわけでございます。裁判管轄権も韓国側にあるわけでございます。よろしくございませう。

○川村清一君 そうしますと、専管水域というのは沿岸十二海里でございますね。そうしますと、その十二海里の中には、専管水域の中には当然領海もありませんね、韓国の領海もありませんね。この領海もまたことに不明確なものであります。その領海の中に入つておつた場合はどうなるか。領海もやっぱり専管水域の中にあるわけでしょうか。ですから、もしその領海の中におつた場合にはどうなるか。

○政府委員(藤崎萬里君) 専管水域の一番内側のほうの三海里は領海であるわけでありませうが、まあ、こゝまで入り込むということは非常に仮定としてもあり得べからざる仮定であると思ひますが、全く理論上の問題といたしまして、領海を侵犯して、そしてその領海内に施行されておる沿岸国の法令を犯した、法域を害したような場合、その領海から追跡を開始した場合には、公海にまで追跡を継続することができるといふのが国際法の原則でございます。協定にはそういう規定は何もないわけでございますが、一般国際法の規定によればそういう場合は追跡権がある。つまり公海にまで追跡を及ぼすことができるということになると思ひます。

○川村清一君 私が忙しい条約局長にわざわざおいでを願つたのはどういふことかと申しますと、その理由は、どうも韓国の領海がわからないのです。領海がわからないからいろいろな疑問点がわいてくるわけなんです。そこで、実は先般あの事件のあったときに、世界では領海三海里を主張する国、六海里を言つてゐる国、十二海里を言つてゐる国、いろいろあるわけなんです。それ

をひとつ調べて資料を出してくれということを資料要求をしたのです。そうしたら、農林省から出てきた、外務省と相当話し合つてつくつた資料だ、こういうわけでありませうが、その資料を見ますと、三海里のところにも、六海里のところにも、十二海里のところにも韓国がないわけなんです。そこで、一番問題の起るこの韓国の領海は一体何海里なんだということを尋ねておるわけなんです。これもどうも日韓国会のとき聞いておりました、最終的には、先ほど坂田農林大臣もはつきり三海里でございます、こうおっしゃつておりました。いま条約局長も三海里だとおっしゃつてゐる。それではなぜこれに、三海里のところにも韓国という名前を入れないのか。これをいいたたいと思ひます。それでそれをはつきりしないのか、裁判権はどうだといったような疑問も私は出てくるわけなんです。それでそれをはつきりしたいたたいと思ひます。三海里なんですね、韓国の領海というものは三海里、間違いないんですね。

○政府委員(藤崎萬里君) まず原則の点を申し上げなくちゃなりませんが、こういうぐあいに、この資料にありますが、領海三海里国とか、領海六海里国、領海十二海里国といふと、いかにも、たとえばアルゼンチンの領海は三海里であり、セイロンの領海は六海里であり、ブルガリアの領海は十二海里であるといふように見えますけれども、これはそういう意味じゃないのでございまして、つまりアルゼンチンという国は領海は三海里であるという立場をとつておる、セイロンは領海六海里であるという立場をとつておる、そういう意味でございますから、その点、誤解いたさないようにお願いいたしたいと思います。

韓国政府は、従来、領海の幅員につきまして幾らであるという明確な態度をへんも明らかにしておりませう。そこで、その点ははつきりいたしませんと申しておるわけでございます。ただ、日本政府といたしましては、そのそれぞれの国がどういふ主張をしていようが、領海というものは国際法上すべて三海里であるという立場をとつておるわけでございます。これは日本の領海が三海里であるという意味だけじゃなくて、世界じゅうの国の領海はすべて国際法上は三海里である、そういう立場でございます。したがつて、大韓民国の領海も、日本政府の立場をいたしましては、三海里である、そういうことでございます。

○川村清一君 法律にあまり明るいほうではないんですから、間違ひがあつたら専門家の局長から御指摘をしていただきたいと思ひます。

われわれ常識的に考えて、領海という、その領空も考えるわけなんです。領海、領空、領海は海の底の地下までその国の主権が及ぶものである、そういうふうな判断して理解してゐるわけなんです。そこで、領海が、これはその国はそう言つてゐるけれども、わがほうとしてはこういうふうな考へてゐるんだといったようなあいまいなことで、国際法のいろいろな関係を、いろいろなことをやつていくことができないんです。たとえば領空だ、もちろんこれは、飛行機が領空を飛ぶなら、その国との間に協定を結ばなきゃ飛んでいけないと思ひますが、領海が、領海、領空と、こうなつてきますと、領海がまちまちであると、それはその国はそう言つてゐるけれども、わがほうでは領海はこう解釈してゐるといった程度で、一体国際法のいろいろな問題を、たとえば紛争なんかできたときに、それを処理することができないものなんです。

○政府委員(藤崎萬里君) 仰せのとおり、国際法というものが完全なものであるとすれば、当然領海の幅員についてもはつきりした定めがなくちゃならぬはずのものでございませうが、まあ慣習的には領海は三海里である。これが日本政府としては、慣習国際法であるという立場をとつておるわけでありませうけれども、国際法というものはどこにも書いたものがあるわけじゃないで、さうしますと、だんだん最近では、いや三海里じゃない、四海里だ、六海里だ、いや十二海里だと主

張する国がふえてまいったわけでありまして。そこで、非常に混乱が起こりまして、一九五八年、六〇年に開かれた、海洋法に関する国際会議でも、どうにかしてそこに結着をつけようとして努力したわけですが、とうとう、各国の三分の二の多数を得られるような案がまとまらなかつたわけですが、今日に至つておるわけでありまして、そういういわば一種の国際法の無政府状態なことが、この領海の幅員についてはあるわけですが、したがって、それぞれ各国が主張を堅持していくよりほかないわけですが、その間に、それじゃ摩擦の可能性が非常にないかという点も仰せのとおりでございまして、まあそこで、普通の場合にはいろいろな事件を起こしたくなければ、相手側が主張しておるところがかりに十二海里であるといふと、その範囲までは飛行機を飛ばさない、多少遠慮して警戒なんかもするといふことに、實際問題としてはなると思ひます。それはしかし、何も法律上相手方の領海が十二海里であり、したがって、その上空はすべて領空であると認めた意味じゃなくて、實際問題としてそこで遠慮する、問題を起こしたくなければそうするといふことであると思ひます。

○川村清一君 まあ私はこのあとで水産庁のほう、農林大臣のほうに、北洋の安全操業の問題をお聞きしたいと思ひますので、それではいろいろお尋ねしているわけでありまして、でも、どうもこの日韓の専管水域十二海里というのは、これはまあ私の頭で判断しますと、これは確かに専管水域という漁業においてのみ排他的な権限を行使するといふ区域であるといふふうに見てますけれども、いわゆる韓国はおそらく十二海里といふことを主張しているのじゃないかと思ひ、領海を。ところが、それを日本は、はい認めました十二海里と、あなたの国は十二海里認めるということ、いろいろ問題がまたほかに発生するのと言えない。そこで、名目は専管水域という名前をとっているけれども、實質的には、韓国に対して

は十二海里を認めたのではないかと、こういうふうには私は判断せざるを得ないのであります。というのは、たとえば、日本漁船が韓国の専管水域を航行する場合において、漁具、漁網を格納して航行するならばこれを認める、これは漁業協定の中にあるわけですね。これは国際法にいうところのいわゆる無害航行権と同じ、私はそういうふうな解釈するわけでありまして、それから、専管水域の中にいいて、もしも日本漁船が入つておつたならば、それは韓国はつかまえることができる。先ほど局長の言明であります。そして、それを押えて、韓国の裁判官がこれを裁判することができるといふ、こういうお説であります。とすれば、明らかにこれはもう領海であるといふと、差しつかえない。そうすると、いま局長は、それは漁業協定による漁業に關してのみなんだ、だから、それは国際法上領海ではないといふふうにお答えになるかも知れませんけれども、明らかに漁船のいわゆる無害航行権という、そういう概念がここに入つてきておる。あるいはまた、いまの追跡権といつたような問題を考へてみるならば、いわゆる沿岸三海里がこれが領海、これはもう常識でわかるわけですね。そうすると、十二海里のうち九海里はこれは明らかに公海であります。で、公海はすべて自由であるといふのがこれは原則であります。日本政府は常に公海の自由をあらゆる国にいたつて主張しているわけでしょう。公海の自由というその主張によつて、いわゆる遠洋漁業とか、そういうものをずっとやってきていたわけでしょう。いわゆる日ソ漁業なんかの問題も、いわゆる公海漁業の自由といふものから発展してきているのに、ところが、韓国においては公海の自由がないわけですね。ですから、私は十二海里といふものをも明らかに領海として日本は認めておるのだ、こういうふうな考えざるを得ないのであります。が、相違ございせんか。

○政府委員(藤崎萬里君) 公海でないものはもう領海であるといふ前提でお考へになると、そういうふうにならぬ突き進んでいかれることになると思ひますが、これは、領海でない漁業水域の部分といふのは、これはやはり公海なんではないか、というの、ただ、その公海における自由といふものが、この日韓間の協定によりまして制限されておるにすぎない。その制限といふのは、日韓間の関係においてのみ、しかも漁業についてのみ、合意によつて定められておるということではないかと思ひ、もしこれが大韓民国がかりに十二海里までは自分の領海だといふ立場をとっているのだとすれば、こんな協定でわざわざ日本に認めてもらうといふのはおかしいことになるわけですね。この協定がかりに将来効力を失なへば当然に公海はもともとどおり完全な自由な公海になるわけではございまして、領海三海里以内の領海と全くいまの漁業水域とが同じものになつてしまつたといふことは、法律論としてはないわけではございまして。

○川村清一君 それではソ連の領海は、これはソ連は十二海里といふことを主張しているようでありまして、これはソ連が一方的に十二海里を主張しているものであつて、日本はこれを認めず、日本はやはりソ連の領海は三海里である、こういうふうな解釈しているわけではございまして。

○政府委員(藤崎萬里君) さうでございます。○川村清一君 そうすると、この事件はどういうことになるのか。これは北海道の新聞に出ておつたので、私は現地をよく調べていないのでわかりませんが、こういう事件があつた。十月に、根室の漁船第八北島丸という船がソ連の領海内で無許可でボタテ貝を採取していた。それを追漁業取り締まり船石狩丸が漁業法違反の疑いでこれを検挙した。ところが釧路地検は、ソ連領海内で国内法を適用することはむづかしいことだといふことで不起訴の態度をとつた。そこで地元漁民は、ソ連監視船にかまらなければソ連領海内でも無許可で操業してもよいのかといふことで問題になつておる。それで、もちろん北海道ではこのために北海道漁業調整規則を改正しなければならぬといふか何となくいふわけで、相当騒いでおりまして、中央のほうにも上がつてきたと思ひわけであ

りますが、これはまさか私もソ連の、いわゆる日本流の三海里、すぐそこまでいったものでは私はないのではないかと考へたのですが、三海里を離れた所でも、もしこれをやつたとすると、日本政府は領海三海里だといふふうな認めておるならば、当然これは日本の国内法によつて処罰することができるのではないかと思ひわけでありまして、この点、どうもこの辺も非常にあいまいだと思ひ。こういう問題が起きて現地で困つておるようですが、どうですか、水産庁長官。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御指摘の問題がございまして、地検その他で問題があるという立場で法務省に照会がきておることは承知をいたしております。で、現在、法務省の内部におきまして見解を統一する。近く統一して通達をする段階にあります。内容はまだ決定いたしておりませんが、で、差し控へさせていただきますと思ひます。

○川村清一君 条約局長にお尋ねしたいんですが、韓国の問題は納得がいかないのですが、そのことで一応わかりました。外務省の見解もはっきりしました。そのことは私が納得したといふこととは違ひますけれども、その点において了解いたしました。

題ではないわけでございます。目下法務省とわれわれとの間の検討中の問題でございます。

○川村清一君 いまの長官の御答弁では私ちともわからないのです。はっきりソ連の領海内に起きた事件であるから、日本の国内法でもってこれを処理することはできない、国内法を適用することはできないという、そういう考えで不起訴処分をとったという。そこで北海道水産部といたしましては、こういう違法漁船に対してどういう措置をとるかという問題が発生してきておるわけですね。ところが、領海の問題であるとかないとか問題ではないというところは、一体どういうことなんでしょうか。領海の問題が問題でないならば、安全操業の問題は簡単に片づくと思うのです。これから私は安全操業の問題をお聞きしますけれども、まずソ連の領海は何海里であるというところは問題でないのですか。いろいろ漁業に関する問題を検討していくのに問題じゃないのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) ソ連が十二海里を主張いたしております関係上、安全操業その他の面において十二海里の中に入りましますと拿捕の問題その他が起きます。そういう意味におきまして、漁業上ソ連の十二海里の問題は非常に大きな問題でございます。安全操業上大きな問題であることは申すまでもございせん。それで、それとは別に、領海及びわが国が認めたいと見ておるが、向こうが主張しておる領海の範囲に、今度は日本人が漁業をやります場合、日本国の漁業法が適用をされてしかるべきではないか。それは領海だから適用されないのだという理論構成は成り立つかどうか、そこに問題があるという意味におきまして法務省内部でいま検討中だという意味でございます。

○川村清一君 それなら一応わかりました。

それで大臣にお伺いします。いまの条約局長のいろいろのお話を大臣も承っておったと思うわけでありまして、ソ連は十二海里を主張しておる、日本政府は認めておらない、こういうことなんです。ところが、樺太の能登呂半島から宗谷海峡の

ほうに出たところに二丈岩という岩があるので。全くの岩礁です、それは。ところがソ連は、これをソ連の領土だといっておるわけなんです。したがって、ソ連はその岩から半径十二海里を領海だといつて主張しておるのです。そこで北海道の漁民たちは、この二丈岩の十二海里の外です、十二海里の外におけるタコ釣りのわたと、こ

ういった漁業を安全にやらしてくれという主張と、十二海里以内の無害通行権を何とかソ連に認めさせてもらうように政府の御努力をお願いしたい、こういうことを真剣になって陳情されておるわけでありまして。ところが日本政府は、領海は三海里だといつて、十二海里などというものは日本は認めておらないんだ、認めておらないならば、十二海里内における無害通行権、このくらいは認めさせるように最大の努力を払ってもいいじゃないですか。みんなつかまつてしまふ。漁をするんじゃないんです。ただ、そこを通行するだけなんです。かりに一步譲って十二海里は領海としても、向こうがそう言うのだから、そこで漁民は十二海里の外におけるところの安全操業をやらせてくれというのを願っているのです。これさえもなかなか容認できないというのが実態ではありせんか。外務省がはっきりそういうような言明をしているならば、もっとソ連当局に対して強腰になって、そうして要求すべきものは要求する努力を払ってしかるべきじゃないかと私は思うのであります。大臣どうですか、大臣のひとつ御見解をお尋ねしたい。

○国務大臣(坂田英一君) 私どももいたしまして、もうそういう方向で努力したいと思っております。特に近く五月、まだ日は確定いたしません、イシコフ漁業大臣も参りますのでございまして、それらの問題その他について要求すべき、また相談すべき、あるいは話し合いをすべき事柄が相当ありますので、その機会にもまた特にわがほうとしても十分の了解を得べく努力を進めていきたい、かように存じておる次第でございます。

○川村清一君 時間もございせんので、この問題についてはこれ以上御質問申し上げませんが、条約局長がおいでになっておられますので、たまたま大臣が言われましたように、近くソ連外務大臣もおいでになり、あるいはイシコフ漁業大臣もおいでになるといったようなことも新聞に出ておるわけでありまして、この場合において、ひとつぜひ北洋における安全操業の問題を解決していただくように努力をしていただきたい。条約局長はひとつ外務省代表という形でお願いしたい。だいて、外務省のほうにもよくお話ししていただいて、外務省それから農林省、ひとつ全力をあげて、私はいろいろなデーターがありますから、具体的な問題をここで披露してお話し申し上げたいのですが、たとえば歯舞、色丹、国後、択捉、南千島、この近海における安全操業、樺太近海における安全操業、それから最近沿海州沖です。これはもう向こうの船だつて相当大きい、沿海州あたりへ行く船は相当大きい船ですから、第五十三海洋丸と同じようにみなレーダーや何か持っているわけなんです。したがって、十二海里ではない、日本政府が三海里と言つても漁民はきかない、みんなつかまつるのですから。外務省ではそんなのきかないことを言つたつて、みんな本気になつて行つてつかまつてしまふのですから、十二海里以内に入りませんよ、十二海里の外におつてみんなつかまつるのですよ、全然操業できないのです。こういうような問題はもっとやはり筋道を通して強腰になってひとつ交渉してもらわなければ私はいけないと思つたのですが、向こうのほうの漁民の声を代表して私ここに強く申し上げますから、ソ連の外務大臣と漁業大臣がお見えになったときに、外務省、農林省、ひとつ大いに力を合わせてこの問題の解決のために努力を払っていただきたいということを強く御要望申し上げておきたいと思つた。

条約局長これで、どうもありがとうございます。それでは、先ほどに続いてサケ・マスの問題についてお尋ねしたいと思います。A区域四万八千

トン、B区域四万八千トン、九万六千トンの漁獲量がござりましたが、これを一体どういうふうな配分をなさるのか。すなわち四十八度、このA区域の問題をまず一つ聞きたいと思つたのですが、A区域というのは四十五度以北でありますから、したがって、四十八度以南流し網漁業もこの中に入るわけですね。この四十五度から四十八度以南の中においては、以南流し網漁業もここに入っていくわけですね。それから四十五度以北はA区域の母船式の流し網は全部ここで操業するわけですね。

そこで、この四十五度以北におけるA区域におけるいわゆる母船式流し網の漁獲量配分、同じくA区域における以南流し網における漁獲量配分、次のB区域——B区域となると非常に複雑多岐でありまして、以南流し網も操業する、それから七トンの未満の沿岸の小型漁船も操業しております。それから日本海マス流し網も操業しております。これらの階層別の業種の配分ですね、これはどういうふうに分けられるのか、それをひとつお聞かせいただきたいと思つた。

○国務大臣(坂田英一君) この問題についてはまだせつかく検討中でございます。なお、水産庁長官からひとつ。○政府委員(丹羽雅次郎君) 先生十分御承知のとおり全体の漁獲量、地域としてA区域、B区域に分かれております。それを管む漁業の態様はいまあげられたとおりでございます。毎年これはやっている仕事でございますので、代表団も一昨日帰りましたわけでございますので、私どもとしてはこれからその検討に入る段階でございます。基本的には不漁年でございまして、魚は先ほど来お話のように減つておるわけでございますから、皆さんの御協力を得たいという姿勢でやっております。

○川村清一君 検討中であつてまだ案ができておらないという御答弁でございます。それは昨年に比べてどうですか、昨年と同じお考えですか、昨年と変えるお考えですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) まず総数が昨年より、昨年は豊漁年でございますから、大きく減つておるわけでございます、不漁年。したがって、昨年と同じという御趣旨でございますが、量的には昨年と同じというわけには全体としてとうていまいらぬわけでございます。方法が同じかという御趣旨でございますれば、その問題も含めて検討中……。

○川村清一君 いや、それは昨年と同じかということ、それはもちろん総体が昨年より減つてゐるのに、昨年と同じに配分されるわけがないのであつて、そういうことを考えて言ったのではないかと、昨年と同じかということは配分率です。配分率が昨年と同じお考えかということをお尋ねしておる、この点はどうか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先ほどお答えしたつもりでございますが、目下検討中でございます。○川村清一君 検討中ではしかなかったのですが、それじゃ昨年の配分率というのは、たしか、昨年は六五年ですね。六三年か六四年からずっと同じ配分率で配分しておるような気がするのですが、そうじゃございませんか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) A区域におきましますのを母船グループに分けます。分け方は何年かからはちよつと記憶を忘れましたが、ここ数年同じ率を使ひまして、母船団ですか、母船式サケ・マス漁業のワケをきめておりましたことは御指摘のとおりでございます。

○川村清一君 ことしのお考えが発表されないとちよつとそれを批判することもできないのですが、昨年の配分の率を調べてみますという、私の調べではこういうことになっておりますが、これが間違ひであつたら御訂正願ひたいと思うのですが、A区域における母船式、これは十一船団で三百六十九隻、この配分率は八一・二一%、それから四八以南、これは三百三十二隻、四十五度から四十八度までA区域において一八・七九%、それからB区域において五九・八三%、合計七八・六二%、それからB区域において、はえなわ三百

六十九隻、これは二六・六一%、それから小型約千三百隻、これが七・六%、それから日本海流し、これが五・九%、これが昨年の配分率であるというふうに、私が調べたところではこうなつておりますが、これに間違ひございませんか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) A区域におきまします母船式と、あとから四十五度に入りまします四八流しとの間には率を使つております。たしか八二に近いと……いま先生八一・幾らとおっしゃいました、私の記憶では八一・幾らだと思ひますが、いまちよつと探しておるのですが、見当たりません。が、大体一定の率でございます。それからその他のものの率は、実は率をばじいたものを本日持参いたしませんでしたので、そのとおりであるちよつと申し上げかねるわけでございます。

○川村清一君 たいした間違ひがないと思ひますが、間違ひがあつたらあとでひとつ確かな資料をいただくことにいたしまして、昨年の反省の上に立つて私の意見を申し上げてひとつ御見解をお尋ねしたいと思ひますが、どうもこの配分を見ますという、これはあらゆるものがそうなんでありますが、上のほうに厚くて下々のほうには非常に薄い。端的に言えば母船式のほうは非常に厚い。それから中小、沿岸、小型とだんだん薄くなつてきておる。母船式のしわ寄せは中小にかかり、その合わさつたしわ寄せは今度は沿岸にかかつてくる。日本のいわゆる漁業政策の端的なあらわれをここにも現出していると思ふわけでありますが、この母船式独航船三百六十九隻に対して、A区域の八一・二一%と言つたら八二%もしれないというふうなお話でしたが、そうすると、八割以上を母船式の独航船、母船式の漁業にこれを配分しておる。それからその次に今度は四八でありまします。これはA区域において約一九%、それからB区域においては約六〇%、そうしますと、B区域のここの総漁獲量は、許容漁獲量は四万八千トン、この四万八千トンのうちの六割というものは、これは四八がこれを漁獲することができ、あと四割をはえなわと小型と日本

海流しで漁獲するということ。そうしてはえなわというのは、これはもう全く内地府県の船です。北海道はたった一隻しかない、三百六十九のうち。これが約二六・六%ですから、三割近くで、小型は七・六%、沿岸、小型七トン未満、これは御承知のように約千三百隻あるのです。千三百隻に近いこの船がわずかに七・六%、一割に満たないので、これだけしかとれない。もつとも沖へ行けないのですから、きめてもとれないこともあるわけですが、満度にとつたて一割とれないのですよ。昨年なんかまだ割り当て量を取らないうちに、もうよそのほうが全体的に満度になつたからといって、まだ漁期が三日か四日あるうちに打ち切られた、これが実態なんです。このように全部下にしわ寄せされてくる、こういう点はもう少し考へてもらわなければいかぬではないかと思ふのです。母船には厚く、そうしてその次に八四、一番数が多くて経済的に一番困つておる零細漁民、わずかに七トン未満、七トン未満といつたてはほとんどが五トン未満ですよ。この多数の沿岸漁民に対する漁獲量というものは一割に満たない。これはノルマなんです、これ以上とれないのですから。こういうところに矛盾がありませんか。こういう点をもう少し考へて、ことしの漁獲配分をきめてもらいたいと思ふのでありますが、これに対する御見解を大臣からお聞きしたい。

○国務大臣(坂田英一君) 先ほど申しましたとおり、ソ連に行つてきた委員も帰つてきて二日目でございますので、いろいろの点もございまして、もう少し検討の時期を与えていただきたいのでありますが、いま仰せられた点については、できる限り、さうな問題について考慮したいとは思ひ存じております。

○川村清一君 次に、規制措置についてお尋ねいたします。時間の関係がありますので大急ぎでやりたいと思ひますが、今年度取りきめられた規制措置の中に、以南流し網は七月一日から十四日まで、北緯四十八度から四十六度の間、東経百六十度から百六十五度の間、休漁措置をとられたわけでありまします。一体ここに入る許可証は六月二十一日以降与えられるわけでありまします。かりに六月二十一日ここに入つたといひましても、この二週間の休漁は、この以南流し網漁民にとつては相当の心痛い規制措置であると思ひます。したがって、この規制でここへ入れませんから、この期間に……以南は三百三十二隻あるわけでありましますから、三百三十二隻の船がここへ入れないから、この狭いところに全部なだれ込みますから、したがって、漁場が相当混雑するのではないか、大臣、その点は十分御承知ないかと思ひますけれども、流し網はくつておるわけですから、一隻は相当の網を持っておるわけですから、一隻の船が網をずつと張つたら、また間を置いてその次の船が網を張らなければならぬから、相当の距離をとる。この三百三十二隻の船がこの狭い漁場に殺到したならば混雑が起きるのではないかと、この点が心配されるわけでありまします。したがって、まず全艇連あたりではこの漁場を、これは国内措置でできるわけでありましますから、四八以南でありまします。そこで母船式が操業しておる。ここをもっと東のほうにも漁場を与えてくれと、そういう強い要望があるようでございますが、私も当然の要求だろうと考へるわけですが、長官どうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) カムチャツカ半島寄りにA地区、B地区、ソ連の膨大な禁漁区の要請があります、だいたい詰めて十五日間の禁漁区をつくりましたのは、B地区にもありますし、A地区にもございまして、で、全艇連の方々はそれができたから、狭いから、他人——他人という用語弊がありますが、母船のほうから一部よこせとおっしゃつておることは、先生のおっしゃつたとおりであります。全体が詰まつておりますから、どうしてもはかのほうに目がうつる気持ちもわからないでもないわけでございます。それから操業が、船が錯綜して網が云々のお話も、私のほうからは、毎年大ぜいの人が行つて監督をしておる経

験を多々持つておるわけでございますので、そこら辺は十分合理的に判断をいたしたい。先ほど、現在検討中でございますと申しましたのは、いろいろの方が、きまったワケ内で御主張をいっばいされておるわけでございます。それらは、相矛盾する内容をみんな持つておるわけでございますので、よく各方面の御意見を聞いた上で決定をいたしたいという趣旨で、目下検討中と申し上げたわけでありまして、基本的には、冒頭に申し上げましたとおり、ことしの措置であり、マスの不漁措置として、共通の財産でございますマスを保護するわけでございますから、それぞれ協力をしていただきたい、こういう気持ちで冒頭に申し上げたのも、さような趣旨でございます。

○川村清一君　ことしはマスの不漁年であり、共通の資源であるマス資源でありますので、これはもうみんなが協力して大事にしなければならぬことは理の当然であつて、その長官のお考えには私も全面的に賛意を表するわけでありまして、しかしながら、いま申し上げたような事情がございますので、各般のいわゆる当事者と十分協議をされて、先ほど私が申し上げたように、上には厚く、だんだんしわ寄せが下にきて、一番下には一番重圧をかけるという、そういうことになることだけは、ぜひやめていただきたいということを考えるわけでありまして、これはもう地図を見れば一番わかるわけでありまして、これは母船式のほうはこんな広い海を持つておるわけですから、こんな広い海をね。その次には、以南はこの辺だけでしょ。それで今度は、小型なんというのは、ここだけでです。だから、この母船のこの広い海、ここはもう四八は行けないのですから、四十八度以北は行けないのですから、ここでは四十八度以南において、東経百六十五度ですか、この中においてひとつ十分その点は配慮してしかるべきではないかと思ふわけでございます。その次に、私がお尋ねをしたことは、これは漁業白書の際にもお尋ねをしたのでありますが、いわゆる母船——大資本会社と、それに付属する独航船——これは中

小漁業でありますね。そこで、母船と独航船との間においては、まず買魚価格において、独占は、大資本は中資本を収奪しているということを申し上げたい。そこで、母船が独航船から買う、買魚価格です。これは昨年はどうですか、長官、どのくらいの値段ですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君)　お答え申し上げます。四十一年の漁種別買魚価格でございますが、ベニザケがキロ二百四十三円、シロザケが百三十一円八十銭、マスが百六円、ギンザケが百四十三円八十九銭、マスノスケが百四十三円八十一銭、前年度の一二%アップをやったように、資料として持っております。

○川村清一君　それは昨年の母船が独航船から買うキロ当たりの価格でございますが、今度、中小が、以南流し網あたりが鉋路や花咲に水揚げする市場価格は一体幾らですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君)　手元の資料に入っておりますので後刻調べさせていただきます。

○川村清一君　どうもきょうは長官だけがおいでになって、大臣と次官と偉い人ばかりそこにおいで、それを補佐するのがだれも来ていないというのはどういふことなんでしょうか。いつも委員会のときには補佐官が一ぱい来ているのに、きょうは来ておらぬが、どうも長官のような、あまり偉い人に聞くのは恐縮なんで、こういうようなのは、すぐいつもなら、うしろのほうからひよっとメモを持ってくる人がいるのに、きょうはさっぱりないですね。政府の調査によると、昨年の市場価格はベニで六百十四円です。シロで三百七十三円です。マスで二百四十二円です。ところが、この四八が鉋路やあるいは花咲に揚げるのは、腹切りです。腹を切っているわけですから、それから独航船が母船に揚げる母船の価格は、キロ当たりといつても腹があるわけですから、すなわち、腹の入った一匹と、腹を切った一匹じゃ全然重さが違うわけですね。ですから、量から言ふならば市場価格のほうはずっと多いわけですね。市場に揚げるのは、一キロといつても肉の量が多いです。とこ

ろが母船のほうは、一キロといつてもはらわたが入っているのですから、これは肉の、使ひものになるところは少ないわけですね。それで、ベニ一つ例にとるならば、二百四十三円二十六銭、これが母船が独航船から海上で買う価格であります。それからその他の中小は、陸へきて、陸へ揚げる価格はキロ六百十四円です。マスは母船は百六円、それから市場は二百四十二円、このように、いわゆる母船が独航船から買う価格というのは非常に安いのです。だから、私はこれを収奪している、こういうことを申し上げている。そのほか、金融面、経営面、今度は市場価格を形成する過程において、流通の過程において、独占は、いわゆる大資本は、はつきり名前をいへば、大洋であるとか、日魯であるとか、日本であるとか、北洋であるとかいったものは、これは非常に収益をあげているわけでありまして、しかも彼らは、これを決して鮮魚で売るのはじやないのです。ほとんどかん詰めです。こんな安い価格で買って、かん詰めでまたもうけるわけですね。

そこで、大臣にお尋ねしたいのですが、先般、この委員会では、乳価、畜産物の価格問題がいろいろ議論になって、その結果、乳業メーカーのいわゆる収益率といふことが、経営内容といふことが、いわゆる資料を出せという要求が矢山委員から出ました。これは行政の秘密になるとかということで、それじゃ名前をあげなくてもいいから、たとえばABCといったようなことをつけてもいいからといったら、それは出しますという御答弁であつたわけですね。いま、かりに私がここで、大洋であるとか、日魯であるとか、日本であるとかといった、そういう会社のサケ・マスによる利益がはつきりわかるような、経理内容が明らかになるようなものを出していただきたいという資料要求をした場合に、これは出していただけますか、どうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君)　私、結論から申し上げます、困難だろうと存じます。御承知のとおり漁労部門は多角経営をやっておりますし、それから

陸上部門、いろいろございまして、結局非常に複雑な割り掛けの問題に相なるうと思ひます。いまサケ・マスに限定しての収支といふことになる非常に困難な問題になるだろうと考えますし、かつ、企業内部の問題でございまして、公開の資料から推定する以外には手はない。推定としては困難だろうと、かように思っております。

○川村清一君　困難だろうということで、出されないうと、これを予想してちよっと聞いてみたわけですね。それほど複雑な、乳業会社のように、あれも相当複雑でしたが、その何倍も複雑なんですから、これはとても出てこないだろうと思ふ。しかし、それでいいかということなんです。またそれを出してくれというのは、私もそれが出てきたって私自身でわからないかもしれないのですが、ただ、もう少し納得のいくような価格でもって母船がこの独航船から魚を買う、こういうことになってもらわなければ私はいけません。こう思うわけですね。そこで、大臣にお尋ねしたいのですが、毎年母船と独航船との間に、いわゆる買魚価格でもって交渉が始まるわけですね。もうこれもこれから始まると思ひますが、なかなかこれはきまらないのです。最終的にはこれはもう泣き寝入りさせられるのであります。その最大のものは金融面、経営面に基づいて相当押されておりますから、もう母船側からすれば資金とか何か金を借りていきますから。それともう一つは、名目は個人の名前になって経営している独航船だつて、実質経営は母船が持つておるのがたぶんある。経営者は川村清一だつて、日魯漁業だつて、これがたぶんある。ですから、そういう関係の中で、これは最後は母船側に非常に押さえられてしまつて、泣き泣きこういう価格でもって取りきめられていくが、これがいままでの経過なんです。これは、特に申し上げたいのは、昨年よりも漁獲量が減つたといふことなんです。それから一番魚のとれるその期間において、魚動があるその区域、これが二週間休漁されるということなんです。

こういうようなことから、昨年は一隻当たりの割り当ては百二十四トン、ところが、これは総体量が減りましたから、独航船一隻当たりの割り当ては百六トンであります。これはノルマ、いわゆる量が減っているわけでありまして、価格において相当上げてもらわなければ、これは母船の利益に比例して独航船方の利益は下がる、という結果になるわけでありまして、したがって、いままでの魚価交渉というものは、一体農林省は何かタツチするのですか、長官。全然これは自由経済なんだから売り手と買い手の中で話し合つてきめろということですか、何らかやぱり指導するわけですか、いままではどうなんですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 両方が一番よくわかつている人たちでありますから、団体交渉が一番いいと思つて特に指導はいたしておりません。

○川村清一君 団体交渉でやれば一番いいわけですが、労使、それがいわゆる対々の力であるならば、対々の力で、その同じ力でもって団体交渉するのならば一番いいわけでありまして、先ほど申し上げましたように、独航船側は弱いのです。ですから団体交渉にしましても、使用者のほうが強くて一方は全然問題にならぬのが実態なんだから、だから、ただ傍観ということではなくて、そうかといつて、これに行政が干渉すること、それはできないと思ひます。思ひますけれども、こういう実情を少しでも緩和して、そうしてただ母船側にばかりもうけさせるような措置にならないように配慮し、陰ながらのやぱり指導、助言が必要じゃないかと、私はかように考えるわけですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(坂田英一君) 水産庁長官がお答えしたとおりであります、私も気持ちに於いては、またでなければいよいよお説のようなことに進みたいと、こう考へてはおります。

○川村清一君 できればということではなくて、ぜひそういうふうによつていただきたいと思ひます。

次に、最後にお尋ねいたしますが、オホーツク

海のサケ・マス漁業の開放の問題についてお尋ねしたいと思ひます。これは大臣も先刻御承知のうちに、一九五九年から全面的にオホーツク海におけるサケ・マス漁業というものは禁止されたわけでありまして、その経過は、一九五八年までは、これはここで操業しておつたんですよ。ところがソ連側のいわゆるサケ・マス資源の減少というものを根拠にしての強い主張、そしてそのとき日本政府は、一九五八年に、一万トン全体量でふやすという引きかえで、一九五九年からオホーツク海を全面的に禁漁区域にしてしまつた。これはわれわれとしては何といつても納得できないのであります。これは大臣、地図をひとつらんくさい。領海もへちまもこれはないですよ。これは日本の国の基地から位置以外にサケ・マスはとれないですから、この基地にサケ・マスがきて、沿岸の漁民はこれをとつたらこれは違反でもつつかまつてしまふのです。建て網定置だけはとれますけれどもね。いわゆる共同漁業権以外はだめだとか、領海はいわゆる三海里ではだめだといふなら、これは話はわかるかといひましたも、まさか基地まではサケ・マスはこないのですけれどもね。とにかく基地から前面禁漁と、こういうことになつてしまつたわけですよ。しかもこのオホーツク海沿岸の漁民たちは年間二億三千粒くらいといわゆる養殖、増殖事業に協力しておるわけですよ。そうして協力して、それが結局産卵し、ふ化して稚魚になつて川から出ていく。そうすると、サケは四年たつと帰ってくる。その帰つてきたものをとれない。定置漁業だけはとれるけれども沿岸漁業はとれない。こういうようなことから、しかも大臣も御承知のように、オホーツク海というのは、一年間の約半分近くは結氷してしまふのです。氷が張つてしまふのです。全然操業ができないのです。非常に貧乏な漁民が多いのです、オホーツク海を開放していただいても、そこで、この沿岸漁民だけでも小型漁船によつてサケ・マスをとらしてもらいたいという強い要望があるわけですよ。水産庁のほうにも何回も陳情にこられるの

で、もう先刻大臣も長官も御承知だと思ひます。しかし、これは日本とソ連との約束で一九五九年以降やめたといふことでできないわけですが、この条約もことしでもつていわれる条約期限十年が切れるわけですよ。来年から新しい条約期を迎えるわけですよ。当然、条約改定上いろいろ議論が起きてくると思ひます。この際にぜひひとつオホーツク海の開放問題を取り上げてもらつて、沿岸漁民の要望を実現するように御努力をお願いしたい、また、そうすることが当然ではないか。それが大きく資源量に影響するとか何とかいふこととなればこれは別として、この点は先ほど水産庁長官が冒頭、日本の資源研究といふものは、決してソ連に負けておらぬ。世界一流の研究をしておるというのですから、そういう研究の結果、そんなことをやつたらオホーツク海の資源は全然死滅してしまふといふたような確かなデータでもあるならいざ知らず、こういうような状態でございまして、ぜひひとつこのために御努力をしていただきたいと、こう考えるわけでありまして、これに対する大臣の責任ある御回答をいただきたい。

○国務大臣(坂田英一君) いまのこのオホーツク海の問題については、ずっと経過を、大きな経過をたどつてまいりましたことでもありますし、また資源の問題等もございまして、私どもとしてはできる限りこれらの問題の解決にかつてまいりたいと思ひますが、以上のようなものでございまして、いさぐさといふわけにもなかなか困難であるかと思ひます。これらの点については、十分各種の問題から検討を加えて、その方向に向かつて努力を払うということで御了承願ひたいと思ひます。

○川村清一君 サケ・マスに関する問題は、以上で打ち切りたいと思ひますが、日ソ漁業条約の改定期を迎えるわけでございますから、この中でいま申し上げましたこのことも、ぜひひとつ問題点として取り上げられて、日ソとの間に十分話し合つてもらいたい。私は何も昔やつておつたか

ら、またこの中に母船を入れたとか、母船式の漁業を入れたとか、あるいは中部の以南流し網漁業を入れたとか、こういうことを申しておるのではないのであつて、太平洋の小型漁船のような、ほんとうに零細漁民のいわゆる漁場を与えるという意味において、この実現のためにぜひ御努力をお願いしたい、こういうことを要望しておるわけでありまして、この点を十分お含みの上、御善処方を要望しておきたいと存じます。

それから日ソ漁業条約改定に關して、いろいろ考えを申し上げてお聞きしたいこともございまして、けれども、これはまたの機会に譲つて、本日はこれでこのサケ・マスのほうは打ち切らせていただいて、最後にちょっと時間をお借りして、底びき漁業の問題について二、三お聞きしたいと思ひます。

この沿岸漁業を振興するため、沿岸構造改善事業をいろいろ推進しております。そして、とる漁業から育てる漁業に漁業構造を改善されていくことは、これは予算不足のために事業が遅々として進まないで、所期の成果をなかなかあげ得ないことは遺憾に思ひますけれども、基本的にはその方針はけっこうなことだと思ひつておるわけでありまして。しかし、考へてみると、一方には育てる漁業に相反する漁業、すなわち資源を乱獲する、特にまだ経済価値を持たない稚魚を野放図に漁獲し、あるいは零細漁民の魚具、魚網に多大な損害を与える中型機船底びき網漁業が沿岸漁業と漁場を競合して存在していることは、これはまことに矛盾した形でないかと私は思ひます。政府の沿岸振興の政策に相反した漁業ではないかと私は思ひます。したがつて、政府がほんとうに沿岸漁業を振興して、沿岸漁民の生活向上をしようとして考へておるならば、沿岸から一隻でも多くのこの底びき漁船を減らして、そして底びき漁業が操業しておつたその漁場を沿岸漁民に与えてやるべきではないかと思ひます。そこで、この底びき漁業をふやすためには一つには禁止区域の拡大があり、一つには底びきの北洋転

換があるわけであり。このことは農林省もいろいろ力を入れてやっていることは、先般、国会に提出されました漁業白書にも明らかに書かれているわけであり。そこで、北海道における現行の底びき禁止区域は昭和三十三年に改正実施されたものであります。しかし、その後構造改善事業が非常に進んでまいってきた。こういったようなことから、沿岸漁民の中から再度底びき禁止区域を拡大してもらいたい、拡大すべきである、こういう要求運動が強力に全国的に起きています。水産庁も当然この動きは御承知だと思われ、水産庁もやはり水産庁としては沿岸漁民を守る立場からできるだけ底びきの禁止区域を拡大していく。

〔委員長退席、理事和田鶴一君着席〕

しかしそうかといって底びき漁民もこれは中小企業でありますから、これは皆死んでしまえということではないのであります。中小企業としての底びきも生かさなければならぬけれども、それよりも第一義的に多数の零細な沿岸漁民をどうするか。こういう立場から底びきの生る道を考えながら底びきの禁止ラインというものを拡大していくべきではないか。こういう作業をやれば誠意をもってすべきではないかと私は思うのであります。これに対して大臣の御見解を承りたい。

○国務大臣(坂田英一君) いまお話の点であります。その一つの大きな柱として、北洋海域の底びき網漁業の問題を述べられておるわけであり、これは初期の試験操業期を過ぎた最近や安定の兆を見ているように思われます。したがって、資源の確保や大型化に伴う負担の増加等、経営採算の問題等もありまして、検討すべき点も少なくないもので、いま直ちに許可件数をふやすということはどうかと考えておるのであります。底びき網漁業の北洋転換については、許可の一再更新の時期、来年になると思いますが、その時期までは当方といたしましても検討を進めるようにいたしたい。かように考えておるわけでございます。

○川村清一君 いまは禁止区域の拡大の問題と北洋転換の問題とをまぜて大臣は答えになりましたが、私は北洋転換のことは聞いていないので、あつて、禁止区域拡大の問題を聞いていないので、メモにそう書いてあつたからお答えになったと思ひますが、それは私の質問をよく聞いてないということになって、はなはだ、私はまじめに質問しているのですから、やっぱりよく聞いてお答えいただかないと私は困ると思ひます。それで禁止区域拡大の問題でございすが、まあ時間がないですから答弁はいいですが、いろいろ問題があると私承知している。私がこう言つと、今度はまた北海道の底びき団体からやんざやんざと反対の運動が水産庁になされてくることもよく知つておるわけですか。これは私は昭和三十三年に体験して全くよく知つておるわけ。私も沿岸代表がわんわんやつてくると、底びきのほうは金がたくさんありますから、当時三百隻の底びき船があつて、一隻から十万円ずつ運動費を出したつて三千万円ですよ。そしてその三千万円の金をもつて一カ月くらい、農林省の八階の水産庁にいくと、毎日北海道の底びき団体がきて、われわれの反対運動をまた反対しておつたからよくわかるのですけれども、しかし、沿岸のほうの漁師のほうは数が多くて、そして彼らは東京に陳情にくるといってもこれはないのですよ、その金がないから。たまたま一人何ぼかずつ出合つてきたつて、三日もたてば宿賃もなくなくなつてみんな帰つてしまふ。こういう沿岸漁民の代表の運動と底びきの代表の運動と、これは一緒にやらしたらとても話にならぬわけですよ。農林省のほうは底びきのほうの言うことばかり聞いてやられたかなわぬですよ。私は少なくとも沿岸の多数の漁民の代表として申し上げておるのですから、ぜひこの点はひとつまじめに考えていただきたいということを心から御要望申し上げます。

それから、次に北洋転換の話が出ましたが、これは北洋転換は、実は長官よくお聞きしておいていただきたいのですが、北海道は沿岸振興のため

に約二百九十隻あつた底びき船を、昭和三十八年から実施されました第二期総合開発計画の中で、完成年度の昭和四十五年までの間に百隻を北洋に転換するということをちゃんと盛り込んでおるわけ。その第二期総合開発計画というものは、御承知のように閣議で決定されておるわけであり。したがつて、政府は責任があるのです。その実現のために、ところが、その百隻のうち、この前期三カ年の間に六十隻を北洋に転換する、こういう計画なんです。もつともこの計画を立てる前には、北海道が北洋の底魚資源の調査を一年かかつて十分やつて、その北海道の漁船による一もろんこれは水産庁と話し合つて、水産庁の許可を得て水産庁の援助も受けるのです。そして底魚資源の研究をやつて、その調査の上に積み上げてこの計画を立てたわけであり。ところが現在に至るも六十隻出なくて、五十二隻、この間一隻行つたそうです。五十三隻転換したそうです。まだ前期の六十隻のうち七隻残つておるのです。北海道では転換するといふ希望者があるのです。ところが聞くところによると、水産庁は、もう北洋底びきは北海道には許さないのだ、これで打ち切るんだ、こういうふうな方針で行政を指向されておるやに私は聞いておるのではありません、もしもそれが事実であるとするならば、これはゆゆしき問題なんです。閣議の決定を見ておる計画の実施なんです。閣議から、これはまさかそういうことにはないと思つておるわけですが、北海道から北洋に転換するといふのはなまやさしいことではないのです。三百トン型の船を一隻つづれば約一億五千万要するのです。この一億五千万の金をかけて、投資して、そうして三百トン型の底びき船をつくつて北洋に転換していく。そのことは、一つには北洋底びき転換が企業採算がとれる、とれるという見通しがあるから行くわけであり。そのことによつて、この二百九十隻も沿岸にいた底びきを百隻やつちやつたわけですから、それだけ底びき船が沿岸からいなくなつちやつたわけ。それは先ほど言つたよう

に、一つには沿岸の禁止区域を拡大する、一つには底びきを一隻でも減らす、そのことによつて底びきの漁場を沿岸漁民に開放する、そのことによつて沿岸漁民が非常に助かるんです。沿岸漁業も振興する、こういうことになるわけ。

そこで長官にお尋ねしたいことは、北洋転換は北海道に許さないのだ、許可しないのだといったような、そういううわさをちよつと耳にしたのであります。それは事実ですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 三十五年に転換計画を立てまして、逐次北海道から三陸転換を実行してまいつたわけであり。三十七年に漁業法が施行になりまして、そしてその過程におきまして北海道の転換のテンポと内地の転換のテンポ等調整いたしました。一応第一次が終わつたわけでございます。そこで、今後におきましては、当然、新漁業法によりまして北洋転換をする場合には一定数を公示して、それから転換をさせるというものが法律上要求されておるわけであります。そこで、私も北海道に転換を認めないとか、北洋転換を認めないとかというのをいっているわけではございませんで、新しく北洋の転換について公示をして立候補するとなれば、この段階におきまして数はいをするというわけにはまいらない。かつ北洋の転換出先き漁場におきまます資源の問題、あるいは採算の問題等を総合的に見まして、そして一定の量の公示をして、それから各県からそこに行つていただく、こういうステップがどうしても要するといふことでございます。そこで、北海道からの転換を認めないという意味ではございせん、北洋転換をあらためて法的手続に従つてやる以上は、どの程度のものをまづ入れるか、そして、どういう形においてそれを条件に入れていくか。その場合には、どこの県は入れないとか何は入れないという問題ではございせん。そういう手続を要する。一方、北洋の転換先漁業の経営の態様につきましては、先ほど大臣がちよつと触れましたように、よりよく安定をした段階でございまして、またやみくもに北洋転換船を大幅に投入をいたし

ますと、共倒れの問題その他が起つては申しわけないという立場で、慎重に考えていまの計画を進めたい。繰返し申し上げますが、北海道の転換を認めないというようなことは全然考えておりません。

○川村清一君 それじゃ簡単に、重ねてそのところをもう一度お尋ねしますが、前期計画の六十隻を北洋に転換するという北海道の計画は、水産庁は認めていらつしたわけでしょう、どうですか、それは。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 認めておりましたから、その段階において直ちにこれが出ておりましたら無条件で進行したはずなのでございます。ところが北海道の底びきの問題は、やはり先生おっしゃいましたとおり、北海道底びきの特殊性の問題がありまして、現実の問題としてスムーズにいかないという時期がございました。一定数はすぐ出てきたわけですが、一定数はそこまで達しない。その間に漁業法の改正がございました。そして一方、片方では北海道底びきほど漁場の有利でない内地府県の方が自分のほうに行かしてくれという問題もございました。そこで経過的には振りかえが行なわれた面もあるわけでございます。そこで、ともかく第一次の三十五年の計画につきましては一応のピリオドを打ってあるわけでございますが、このことはどういふようでございますが、新漁業法によって新しく公示して北海道からも出すことを指定する。前の残りだけを全然別扱いにするというわけにはまいらないだろう、こういう趣旨でございます。

○川村清一君 その点はその話としてわかりました。そこで、ちょっと、長官も御承知かと思うのですが、六十隻のうち五十二隻行つて八隻残った。その八隻がなぜなかなかスムーズに行かなかつたかということ、これはまあ北海道水産部からの御報告で御承知だと思つておりますが、これは大手ですよ。一般の底びきはやみくものようなどころをやはり強い行政指導によって相当無理

して行つたんですよ。その大手だけが——大手というのは実際にわがまま者であつて、そうしてはつきりもうかるということがわからぬというのを腰を上げないわけですよ。そうして下のほうのものはやみくものところに、一億五千万も借金をして船をつくつて、転換をして、やっぱり一つには北海道の沿岸漁業の振興のために、道の要請に従つていった、水産庁の指導にやつぱり従つていったといういきさつをひとつ考へてもらわなければならぬと思う。それから、もう一つの期間が終わつたんだから残りをいまやるということではできないというところは一応わかりましたが、来年度の許可の更新期、この許可更新についてはまたいづれ機会を見て私は十分ひとつお尋ねしたいと思ひますが、この点について、十分ひとつ考へていただきたいと思う。

最後に一つお聞きして、これで終わりますが、ともかくにも底びき漁業というのは農林大臣が許可しているわけですからね。したがつて、底びきのやることに對しては、やつぱり農林大臣が責任を持つて行なつてもらいたい。許可権者である農林大臣が責任を持つていただかなければできないと思ふのです。底びきの漁船がもし不法違反行為をした場合には、農林大臣の責任においてこれを厳重に取り締まってもらわなければならぬ。また取り締まる私は義務が当然あると思ふわけでありまして、ところが、これは北海道において沿岸を荒す底びきの中には、北海道だけの底びき船でなくて、内地の底びき船がいわゆる入り会いをしてきて、これはもう全く無責任な不法行為をやするわけですよ。これは船は大きいのですし、沿岸の船なんか追いかけたところでも……、へたすというところと保安庁の小さな巡視船なんかを追つかけたって底びき船のほうが早い。どろぼうのほうは巡査より早いわけだからどろぼうも逃げます。それから無線から何から全部装備しているから、いま保安庁の船が行つたとか、監視船が行つたとかいふ陸のほうからちゃんと無線で連絡してちゃっちゃと逃げてしまひますよ。こういう

うしかけて実に沿岸を荒らしている。沿岸の漁民は泣かされてゐるわけですよ。ですから、こういう点はひとつぜひ責任を持つて厳重に取り締まつていただきたい。漁業白書にも書いてあるのですから、書いてあるとおりにひとつやつていただきたいというのを強く要望します。ひとつ大臣の御決意を承つて、私の質問を終わります。

○國務大臣(坂田英一君) お説のとおり取り締まりについては厳正にやりたい、かように存じます。

○理事(和田鶴一君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○理事(和田鶴一君) 次に、農業の所得格差に関する件について質疑を行ないます。

○仲原善一君 私は、農業の所得格差と申しますが、いわゆる他産業と農業と比較して所得が非常に格差がある。この格差論について若干の疑問があるものでございまして、その点をただしたいと思ひます。これは農業基本法の第一条に農業の生産性ということがうたわれて以来、非常に農業政策の上で基本に流れる問題としていふんあちらこちらで格差論が喧伝されております。農業のほうの所得が工業生産に比べて三分の一、四分の一だといふことがいふ言われて回つております。これは一つはムードになつておりました。農林省をはじめ、地方の県庁に行つても、町村に行つても、農業は非常に格差があつてもうからぬものだといふことで、いろいろ指導者が指導している。これはある意味におきまして、農業自身に対する警告であつたり、あるいは激励であつたり、あるいは農業構造改善を推進していくための一つの反省材料であつたり、そういうことに本来ならば使われるべき一つの議論であらうと思ひますけれども、これが逆に、農業はもうからぬものだということに立ちまゐつて、各方面からいろいろな影響が出てまいつております。たとえば農業を軽視する思想もそこから生まれております。日本の財界関係のほうから見ましても、そういう生産性の低い、コストの高い農産物は日本で生産しなくても、これは外国から買ひ入れて、安い食糧を入れたほうがいいんじゃないかと、いわゆる日本の農業はそういう期待しなくてもいいというふうな思想にまで展開します。それから農業の内部でもそういうもうからぬ農業に従事して回つてはつまらぬので、これからもうかる工業なり、都会に出ていったらいいんじゃないかといふことで、ますます都会への流出に拍車をかけているというやうなこともあります。

〔理事和田鶴一君退席 委員長着席〕
それから、一例でございましてけれども、地方の中学を卒業して、これから高等学校に進学しようという場合に、学校の先生に相談にいくと、お前はなかなかうまくいっていないようだから農業方向にでもいけといふような指導をしている向きもございまして。こういうことがだんだん農業を衰微させる一つの大きな原因になつております。農民自身のほうから言いますと、また非常に劣等感も出てまいります。そして悪い意味の依頼心も出てくる。ここ数年間農業の格差論といふものの影響は各方面にあらわれてきていると考へます。ところが、いわゆる工業と農業の生産性の比較といふことについて、はたして農林省のあげておる数字が正しいかどうか、そんなに格差があるかどうかといふことを反省してみることがあると思ひます。ことしの白書にも出ておりますが、一人当たりの農業所得は十三万七千円、製造業者、いわゆる工業のほうは四十七万四千円、そのくらいの格差があるといふ数字が白書にはつきりと出ておるわけですよ。この数字はどういふふうにして出たかと申しますと、日本全体の農業の総所得を、それに就業している農業の総人口で割るといふわけですよ。やつておられます。たとえば、農業の総所得は一兆八千三百二十二億円、これは三十九年でありまふ。これを農業に従事している人口千四百八十八万人といふもので割つてそういう数字を出す。同様のことを工業の総所得について、工業に従事し

ている人で割って、その開きが十三万七千円と四十七万四千円という数字になるわけです。これがある意味での錯覚に陥って、これはたいへんなことだということを農民自身も考え、また指導者もそういうふうな考えでいる。この数字をはじいたいわゆる農林省の人たち、あるいは学者の中では、これが即ちいわゆる比較する数字でないということにはよく承知していると思えますけれども、農民の受ける感じは、こんなに開きがあるのだというふううに感じは受け取るわけでありまう。そこで、どういうふうな理解をここにすべき必要があるかということを考えますと、いわゆる分子になつて、割られるほうの一兆八千三百二十二億といふものは、これはいわゆる農業の純生産額であつて、付加価値の量であるといふものでございす。どういふふうにして計算するかと申しますと、農業の総生産額から、肥料とか、えさとか、農薬とか、そういう物財の消耗部分と、それからいわゆる固定資産の償却分、そういうものを全部差し引いたものがいわゆる付加価値の量であつて、いわゆる農業所得といふことになつておるわけでございます。これをいまの就業人口一千四百四十八万といふもので割つたのが十三万七千円といふ数になるわけでございます。同様にして工業のほうも、いわゆる消耗する物財を全部引いて就業する人口で割つてみる、これが四十七万四千円。ところが四十七万四千円そのものが全部これは工業に従事している人のふところに入つて入るものじゃないわけでございます。農業のほうだとこれは全部入る。なぜかと申しますと、分配論で皆さんも御存じのとおりであります。土地については地代、資本については利子、労働については賃金、企業については利潤、こういう分配がございす。農業のほうは、御承知のとおりに大部分が自作農でございす。したがつて、企業利潤の分も、資本利子の分も、賃金の分も、地代の分もそっくり自分のものに入つてきます。そうみて差しつかえないと思ひます。十三万七千円をそっくり入る。ところが工業のほうは、これは

御存じのとおり膨大な設備資金の投資をやつております。ちよつと調べたわけでございますが、三十九年度で工業だけでも、新しく設備投資に加つたものが一兆三千二百七十五億円という数が三十九年一年だけで、それだけの投資がしてあるわけでございます。これに對しては、当然投資した利子といふものが差し引かれなければならぬ。これが一年間でございすから、かりに十年とすれば、これはその算術平均どおりに累積しておるわけでもありません。おそろく十兆から二十兆くらいの設備投資資金といふものが工業にあるわけだ。それに対する利子といふものを全部その所得の中から払わなければならぬわけだ。それから企業利潤、これもやはり株主に対する配当といふもので全部引かれていす。そういう引かれるべきものが、地代、利子、利潤、そういうものを差し引いたものを、いわゆる比較せなければならぬといふことになつていす。これをかりに引いて計算してみますと、おそろくこれは農業と工業とのほんとうにふところに入る、就業してゐる人たちのふところにあつたといふことが想像されては、それはもつとくわしく計算してみれば出ると十三万といふ数になるだらうと私は考へておる。そういう点をただ無批判に三倍も四倍も開きがあるといふことをあまりに喧伝しすぎで、オーバーに言ひ過ぎておるといふ点が、どうも私はふに落ちませんので、その点についてもう少し検討してもらつたらどうだらうか。どういふ検討をするかと申しますと、同じくいふものを使う場合にしても、実働時間と申しますか、労働をやる場合に農業従事者は三時間なり五時間で終わるようなこともございす。工業労働者のほうはこれは八時間労働といふようなこともございすので、単なる就業人口だけでなしに、それに働いた実働した時間といふものをあわせて考へてやるようなことをやつてみたかどうか。同時に差し引

くべきもの、ふところに入らぬものは全部差し引いて計算したらどうか。そういうようなことを一ぱん試算してもやつてもらへば、そんなに農業と工業との所得の開きがあるものじゃないといふことを感じますので、まず第一に、その点の御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) 仲原委員の言われる問題でございす。非常に御研究になつておりまうので、私もこの問題について悩みを持たないでございす。実はやはり相当悩みを持ておる。しかし、御存じであらうと思ひます。これは申し上げるまでもないと思ひますが、格差の問題にいたしまして、二八・八%が三〇%に上つた、こういう問題をやつております。そうすると、都会のほうと工業との関係において三分の一、それが二八・八%から三〇%に上つたといふところを示しておる点に見る点について、いま仲原委員が申されたような点について、私もその点について同様の煩悶を持ておるわけでございます。しかし、これがほとんど多数の説として述べられておるといふ問題でもありまうのでありますが、私もどしどしこれはパーセントといふよりも二八・八%が三〇%に上つたといふところに重点を置いて見ていきたい、こう考へておるようなわけでございます。それからまたいま言われたような問題につきましては、生産性の問題といふことにはいたしまして、これはアメリカにおいては生産性の問題は、仲原委員も十分御存じであらうと思ひますが、非常に研究いたしておりまう。その研究の内容を見まして、この前、私も五年前にまいりましたのでありますが、サンフランシスコの近辺でありまうが、あつたの大学に非常な研究室がございす。それからもう一つ、ちよつと一度忘れしめておりましたが、たくさん研究をやつておりました。ただ単に生産性といつても、それに対するいろいろな分類をし、非常に広範な研究でございすが、日本の場合は労働生産性と簡単にそれを述べていろいろの結論を出しておるということがあるように思われまう。

しかし、現在さうな問題からいろいろ論議されておるといふ問題がございすが、われわれとしてはその際に二八・八%から三〇%に上つたその努力、そういう変遷の面を十分見ていきたい、こう考へております。これらについて、的確に何か出す方法がもつとありさうなものじゃないか、もつと研究、検討すべきであるのじゃないかといふ点については御同感でありまして、何かこれらの根本的な一つの施策をいたさなければならぬといふように思ふのでございすが、なかなか、いろいろそれをやります側におきまして、的確なものが出てこないといふようなことでもありまうので、この変遷の面を十分見ていたところ、どういふふうな考へておるわけでございます。一つは、それから一つは、いま仰せのとおり、この労働時間から見ていたらどうかといふような問題もありまうので、本年の農業白書の中にも、時間で見た場合はどうか、いわゆる労働時間ですね、作業時間から見たらどうかといふたような点もつけ加えてこれを記載いたしておりますし、その他補充すべき点についてはこれらの点を補充して、考へる資料となるべきものをできる限り白書の中にも取り入れておるようなわけでございます。ただ、それを十分それらの問題をこなして、そして全体の了承、いわゆる賛成を得るところまでまだいっていないわけでございます。農政審議会におきまして、一つの問題を出しまして、たいへんなそこ議論がありまうようなわけでもございまして、そういういろいろな点がございすので、これらの問題についてはさらに一段と努力を払つてまいりたい、こう考へておりますが、現在のところ、どうもこれを別のものでかえるだけの結論を得られないといふこととでございす。したがつて、繰り返して申すようにございすが、変遷、いわゆる動きをよくこれによつて見ていくことにひとつ御了承を願へばいいと、かように考へておるようなわけでございます。

○仲原善一君 大臣御自身も悩んでおるといふこ

とでございまして、また修正の考えも多少いろいろ研究しておられるようなお話でございまして、十分にその点は御参考にしていただいて何か研究していただきたいと思ひます。

それからその次に、いわゆる生産性の問題、いまお話のありましたアメリカなんかでやっておる生産性の研究の問題でございまして、この生産性の持つ意義というものをもう少しこれも分析していただきたいと思います。現在の生産性の出し方は、先ほどお話ししたとおり純生産額と投下労働力との対比という形で工業と農業と比較されております。これはしかし、工業と農業とは比較すべき材料にふさわしくないものだ、比較してもナンセンスだといふことをこれから申し上げたいと思ひわけでございますが、生産性の純生産額と投下労働力との対比のこの数字そのものは、裏のほうから見ると機械化の度合いを示すということになろうかと考えます。したがって、機械などに資本、施設を投下した度合いという、いわゆる機械化がどれくらいできているかという裏から見れば数字でございまして、これはその同じ業種の、たとえば工業なら工業の中でも造船なら造船といふ一つの業種について、たとえば西ドイツの造船業と日本の造船業、そういうものを比較する場合には非常に意義のある数字になってきます。しかし、同じ工業生産でも、石油の関係の産業と造船業と比較してもこれは何らそこに意味がないわけでございます。まして、これが農業とそれから全く性格を異にする工業との生産性、そういう労働力との対比において見るということ自身が全くこれはナンセンスだ。たとえば悪いかもしれませんけれども、牛と馬とを比較して、どっちが早く走るかというように比較するのと同じような結果になると考へるわけでございます。だから、いま計算しておられる労働生産性の比較と工業との対比ということになりますと、これは比較すべからざるものを比較している。当然、工業のほうが膨大な投下資本もありまゐるし、有機生産じゃありませんから、どんどん回転すると

いうことで、それに対する分配が多くなる。したがって、格差がふえるということでは当然のことです、こういうことは比較すべきものじゃない。いま大臣がお話しになりましたとおり、歴史的な変遷の一つの尺度として見る。これは非常に有意義になるかと考えます。たとえば日本の農業生産性の向上が、昭和三十一年から三十九年の間に年率六・二%伸びている。この数字は非常に有意義な数字であらうと思ひます。これは白書の三十九ページにも出ていますが、日本が世界一でございまして、こういう点を農民なりあるいは農業指導者によく宣伝してもらいたいと思ひます。これは日本が世界一の進歩でありまして、その次はイギリスでこれが約六%、それからフランス、アメリカ、カナダ、西ドイツ、イタリア、イタリアなんか四%をちょっとオーバーしている程度でございまして、ともかくそれだけの、日本は生産性というものの意味をよく徹して比較してみますと、世界一の伸び率を持つていて、こういう明るい面もよくこれからは宣伝してもらつて、所得格差が三分の一、四分の一しかないというように暗い面だけを宣伝することなしに、生産性というものを取り扱われる場合には、その歴史的な変遷、数字の変化というふうなことの比較になる、ほんとうの意味の比較になる。そういう数字を使われて、そうしてもう少し農業というものは、日本の農業は腰鼓手として進歩しつつあるんだ、世界の進歩の過程にあるんだということもよく周知徹底してもらいたいというのが私の意見でございます。この生産性、工業と農業とのたゞいまのやり方の生産性の比較というものはナンセンスであるという意味についての農林大臣の御感想があれば、ちょっと承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一) いまの生産性の問題にいたしまして、私が非常に、實際率直に申し上げますが、非常に煩悶しておる問題を仲原委員からえられたような気がいたすのでございまして。これらの問題については十分ひとつ検討を加えていかなくてはならないと思ひますが、なおその全体としての思想と申しますか、非常に少数、いわば少数派であるように思われるのでございまして。しかし、農林省といたしましては、いま仲原さんが言われるように、変遷の意味において、生産性も非常に上がつておる側面を、いまだできる限りではありますけれども、それらの全体の問題としてはいま申されましたように、非常にこの生産性が小さいという問題があらうのまゝに出ておるのか、あるいはそれらの問題が違った産業間において同じような形式で見られたところの誤りであるか、いろいろの問題が、これは申し上げますと非常に長い時間に相なりますので遠慮させていただきますので、仲原委員におかれましては、ひとつこの点については十分の検討を加えていただくことを、この際特別にお願い申し上げます。御返事といふことを思ひます。

○仲原善一 まあ生産性の問題はその程度にいたしまして、やはりこの所得を比較する場合に、個人単位の農業者一人ということになしに、あるいは工業者一人という、そういう比較でなしに、私はもっと農家の所得、いわゆる世帯単位、農村でやはり経済活動をやってゐるのは農家でありまして、個人ではないわけでありまして、やはり農家の所得というものをふやす、そういう立場で資料なんかもあるいは白書なんかにも、そういう問題をもう少し取り入れていただきたいと思ひます。まあこれは工業との比較もできるわけでございます。たとえば農家の家計調査等にもございまして、農外の収入と、それから農業の収入と二つあるわけでございます。大体半々ぐらいになっております。現在では、白書によりますと、一戸当たりの農業外所得は、農外、それから農業、両方合せて六十六万六千円ということに大体なっております。これは一月に直しますと、大体五万五千円程度の収入になります。これと対比すべきのが、やはり工業労働者の一戸当たりの収入ということでございますが、これはどういふ計算をすればいいかと申しますと、全工業所得の中から地代と、先ほど申しました利子と利潤とを差引いたものを工業労働者の戸数で割つて見る、そういう比較をすればよろうと思ひます。ところで、農業の関係から見ますと、月五万五千円の収入ということに一応なりますので、五万五千円といへば、都会でも中堅のこれはサラリーマンということになるかと考えます。こういう構想をもとにして考えますと、兼業農家そのものをまるで罪人扱いにするような従来の農政から、多少考え方が変わつてくるではなからうか。やはり健全な兼業農家、農外、農内、農業の内部、外部からの収入を得て、堅実に経済生活をやつていく、そういう家といふものを健全につくつていくという考えに変わつていけば、もう少し農政の考え方が変わつてくるのじゃないかというふうにも考えます。したがって、月給五万五千円程度の農家といふことは、さほど工業に比べて所得が少ないといふことにはならないかと思ひます。で、抽象的な農業、農業といふことだけに終始することなしに、やはり実態は兼業農家、外部からの月給ももらつてきて暮らすという、そういう生きた社会の農村をもとにしてひとつ政策も考へてもらいたいといふことでございまして。

まああわせて、もう時間があまりせんからやめますが、かりに家計費の点から計算してみますと、これも四十三ページに出ておりますが、一人当たり農家のほうは十萬一千円、勤労者のほうは十二萬八千円というふうに、非常にこの家計費の面から見ると、両者の比率が接近しております。こういう点から見ても、一番最初申しました、三倍も、四倍も格差があるというふうなことがどうもうなずけないわけでございます。實際生活している農村から見ますと、家計費から見ても、あるいはまた一戸当たり五万五千円平均の収入があるという点から見ても、農業といふものが必ずしも斜陽だけであつて、減びていくものだ、望みのないものだ、暗い面ばかりを従

来見詰めておたうでございますので、その点をひとつ正してもらって、明るい農村もあるのだと、見通しのできるのだということで農政をひとつ担当してもらいたいというのが私の希望でございます。

○国務大臣(坂田英一君) たいへんけっこうな御説を拝聴しまして、ますます検討していただきたいものでございます。私も十分努力をいたしたい、かように思います。

○委員長(山崎資君) 本件についての質疑は本日はこの程度にとどめ、散会いたします。

午後四時十一分散会

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 入会林野整備(第三条―第十八条)

第三章 旧慣使用林野整備(第十九条―第二十四条)

第四章 雑則(第二十五条―第二十九条)

第五章 罰則(第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、入会林野又は旧慣使用林野である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る権利関係の近代化を助長するための措置を定め、もつて農林業経営の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「入会権」とは、民法

(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十三条及び第二百九十四条に規定する入会権をいい、「入会林野」とは、入会権の目的となつてゐる土地で主として木竹の生育に供され又は採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいい、「入会権者」とは、入会林野につき入会権に基づいて使用又は収益をする者をいう。

2 この法律において「入会林野整備」とは、入会林野である土地について、その農林業上の利用を増進するため、入会権を消滅させること及びこれに伴い入会権以外の権利を設定し、移転し、又は消滅させることをいう。

3 この法律において「旧慣使用権」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の六第一項に規定する権利をいい、「旧慣使用林野」とは、旧慣使用権の目的となつてゐる土地で主として木竹の生育に供され又は採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいい、「旧慣使用権者」とは、旧慣使用林野につき旧慣使用権を有する者をいう。

4 この法律において「旧慣使用林野整備」とは、旧慣使用林野である土地について、その農林業上の利用を増進するため、旧慣使用権を消滅させること及びこれに伴い旧慣使用権以外の権利を設定し、又は移転することをいう。

第二章 入会林野整備

(入会林野整備の実施手続)

第三条 入会林野整備は、その対象とする入会林野に係るすべての入会権者が、その全員の合意によつて、入会林野整備に要する経費の分担の方法、代表者の選任の方法、代表権の範囲、事務所の所在地等農林省令で定める事項を内容とする規約及び入会林野整備に関する計画を定め、その代表者によつて、当該計画書を当該入会林野の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、その認可を受けて、行なうことができる。

(入会林野整備計画の内容)

第四条 前条の入会林野整備に関する計画(以下「入会林野整備計画」という)においては、次に

掲げる事項を定めなければならない。

一 その対象とする入会林野たる土地の所在、地番、地目及び面積

二 前号の入会林野に係るすべての入会権の内容並びに当該入会林野に係るすべての入会権者の氏名及び住所

三 第一号の入会林野につき入会権を消滅させることに伴い所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得させるべき各入会権者の氏名及び住所、当該各入会権者に取得させるべき権利の種類、当該各権利に係る土地の所在、地番、地目及び面積並びに当該権利が所有権以外の権利である場合には、その存続期間、対価その他の条件

四 第一号の入会林野につき入会権を消滅させることに伴い、前号の各入会権者に所有権が移転されるべき土地又は同号の権利が設定されるべき土地の所有者の氏名若しくは名称及び住所並びに消滅させるべき権利がある場合には、その種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名若しくは名称及び住所

五 第一号の入会林野について存する所有権及び入会権以外の権利で前号の消滅させるべき権利でないもの(第三者に対抗することができない権利及びこれに設定されている権利を除く)の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名又は名称及び住所

六 第一号の入会林野につき入会権を消滅させた後における当該土地の利用に関する計画

七 第一号の入会林野につき入会権を消滅させること及びこれに伴い第三号の各入会権者に所有権が移転され若しくは同号の権利が設定され又は入会権以外の権利が消滅することにより、金銭の支払又は徴収をする必要がある場合には、その相手方の氏名又は名称、金額及び支払又は徴収の時期、方法その他の条件

八 その他農林省令で定める事項

つては、入会林野整備計画において定めることを要しない。

3 第一項第六号に掲げる土地の利用に関する計画においては、同項第三号の権利を取得させるべき入会権者の全部又は一部が当該権利を取得した後にその取得に係る権利の全部又は一部を生産森林組合(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合をいう。以下同じ)又は農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ)に出資する計画(以下「出資計画」という)がある場合には、その出資計画を当該土地の利用に関する計画の一部として定めなければならない。

4 入会林野整備計画においては、第一項各号に掲げる事項以外の事項を定めてはならない。

5 処分の制限がある入会林野で農林省令で定めるもの並びに地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている入会林野で当該権利が差押、仮差押又は仮処分の目的となつてゐるものについては、入会林野整備計画を定めることができない。

(関係権利者の同意及び認可の申請)

第五条 第三条の認可を申請しようとする入会権者は、その代表者によつて、農林省令で定めるところにより、当該認可の申請に係る入会林野整備計画において定められた事項のうち前条第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。

2 前項の入会権者の代表者は、同項に規定する者の同意を求める場合には、それらの者に規約及び代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。

3 第三条の認可の申請は、農林省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のはか次に掲げる書類を添附してしなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該

入会林野の所在する市町村が農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村である場合には、添附することを要しない。

一 規約

二 入会権に係る慣行を記載した書面
三 第一項に規定する者の同意があつたことを証する書面

四 入会林野の所在地を管轄する市町村長の意見書

五 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地(農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ)である場合には、農業委員会の意見書
六 入会林野整備計画に係る土地の利用について法令の規定による制限がある場合には、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

七 その他農林省令で定める書類

4 前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、第一項の入会権者の代表者が意見を求めた日から四十日を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合には、その意見書を得ることができなかつた事情を明らかにした書面を添附しなければならない。

(審査及び公告等)

第六条 都道府県知事は、第三条の認可の申請があつたときは、当該申請に係る入会林野整備計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした入会権者の代表者(以下「申請人代表者」という。)に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、第三条の認可の申請について、次の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。

一 申請の手續又は入会林野整備計画の決定の

手續若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反しているとき。
二 入会林野整備計画の内容が、当該入会林野整備計画に係る土地の農林業上の利用を増進することが確実であると認められるものでないとき。

三 入会林野整備計画の内容が、当該入会林野について入会権に係る慣行その他当該入会林野について存する権利関係からみて、一部の者に對し権利の集中その他の不当な利益をもたらすものであると認められるとき。

四 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合には、当該入会林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第三条第二項各号の一に該当するものであるとき(同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び同法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものを除く)。

3 前条第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定により第三条の認可の申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、かつ、三十日以上の上の相当の期間を定めてその決定に係る入会林野整備計画書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(異議の申出等)

第七条 当該入会林野整備計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に對し権利を有する者は、前条第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間の満了する日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による異議の申出を受けた場合には、当該異議の申出が同項に規定する期日後にされたものであるとき、その他不適法であるとき、及び当該異議の申出が理由がないときを除き、当該申請人代表者に対し、相當の期間を定めてその期間内に当該異議の申出をした者(以下「異議申出人」という。)との協議をすべき旨を命じなければならない。

3 前項の規定により協議をすべき旨を命ぜられた場合には、当該申請人代表者は、次条第一項の規定による調停の申請をする場合を除き、前項の期間の満了する日の翌日から起算して十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、その協議の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立てに関する規定(同法第四十五條、同法第四十七條第三項並びに同法第四十八條)において準用する同法第四十四條第一項ただし書、第二項及び第三項、同法第三十七條並びに同法第四十條第六項を除く)は、第一項の規定による異議の申出について準用する。

5 第二項の規定による処分又は前項において準用する行政不服審査法第四十七條第一項若しくは第二項の規定による決定については、同法による不服申立てをすることができない。

(調停)

第八条 前条第二項の期間の満了する日までに同項の協議をすることができなかつたとき、又はその協議がととのわなかつたときは、当該申請人代表者は、その満了する日の翌日から起算して十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、必要な調停を行なうべき旨の申請をすることができ、

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、すみやかに調停を行なうものとする。

3 都道府県知事は、前項の調停を行なう場合には、当事者の意見をきいて調停案を作成しなけ

ればならない。
4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(入会林野整備計画等の変更)

第九条 都道府県知事が第六條第一項の規定により第三条の認可の申請を適当とする旨の決定をした後において当該入会林野に係る入会権者についての変更(入会権者の死亡を除く。以下この項において「入会権者変更」という)があつたとき、又は第七條第二項の協議がととのい若しくは前条第二項の調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を必要とするときは、当該入会林野整備計画につき第三条の認可を申請した入会権者(入会権者変更があつた場合には、その変更後のすべての入会権者。以下この条において同じ)は、その申請人代表者によつて、都道府県知事に当該入会林野整備計画の変更の申請をしなければならない。

2 前項の場合を除くほか、第六條第一項の規定により適当とする旨の決定があつた第三条の認可の申請に係る入会林野整備計画の変更を必要とする場合には、当該入会林野整備計画につき同条の認可を申請した入会権者は、その申請人代表者によつて、都道府県知事に当該変更の申請をすることができ、

3 前二項の規定により変更の申請をしようとする場合において、当該変更に係る事項のうち第四條第一項第四号又は第五号に掲げる者に係る部分があるときは、当該変更の申請をしようとする入会権者は、その申請人代表者によつて、農林省令で定めるところにより、当該部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。この場合には、第五條第二項の規定を準用する。

4 第五條第三項(同項第一号及び第二号を除く)及び第四項並びに第六條第一項から第三項までの規定は、第一項又は第二項の規定による変更の申請について準用する。この場合におい

て、第五條第三項第三号中「第一項」とあるのは「第九條第三項」と、同條第四項中「第一項」の入会権者の代表者」とあり、第六條第一項中「当該申請をした入会権者の代表者（以下「申請人代表者」という。）」とあるのは「当該申請人代表者」と読み替へるものとする。

5 都道府県知事は前項において準用する第六條第一項の規定により第一項又は第二項の規定による変更の申請を適当とする旨の決定をした場合には、当該変更に係る事項についてさらに第六條第四項及び第七條からこの条までに規定する手続を行なうべきものとする。

6 第三條の認可を申請した入会権者は、規約又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その代表者によつて、農林省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

（申請の却下）
第十條 都道府県知事は、第七條第二項の規定により協議をすべき旨を命じた場合前條第五項の規定による場合を含む。）において、第七條第三項に規定する期日までに同項の規定による報告がなかつたとき、同條第二項の協議をすることができなかつた旨若しくはその協議がととのわなかつた旨の同條第三項の規定による報告があつたとき、又は第八條第二項の調停が成立しなかつたときは、第六條第一項の規定により適当とする旨の決定をした第三條の認可の申請を却下しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による却下をしたときは、その旨を当該異議申出人に通知しなければならない。

3 第一項の規定による却下については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（認可及び金銭の供託）
第十一條 都道府県知事は、第七條第一項の規定による異議の申出（第九條第五項の規定によるものを含む。）がないとき、又は当該異議の申出

があつた場合において、そのすべてについて、第七條第四項において準用する行政不服審査法第四十七條第一項若しくは第七條第二項の規定による決定をしたとき、若しくは第七條第二項の協議がととのつた旨の同條第三項の規定による報告があり若しくは第八條第二項の調停が成立したとき（当該協議がととのい又は当該調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を必要とするときを除く。）は、第三條の認可の申請に係る入会林野整備計画（第九條第一項又は第二項の規定による変更の申請があつた場合には、当該申請に係る変更後の入会林野整備計画。以下この条において同じ。）の認可をしなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定により認可をしようとする場合において、当該認可をしようとする第三條の認可の申請に係る入会林野整備計画において入会権者が入会権者以外の者に対し当該認可につき次項の規定による公告のある日の翌日までに金銭を支払ふべきこととされているときは、当該申請人代表者に、当該入会権者以外の者ごとにその支払ふべきこととされている金銭（当該入会林野整備計画において当該入会権者以外の者が入会権者に対し当該認可につき同項の規定による公告のある日の翌日までに支払ふべきこととされている金銭がある場合には、その額を控除した額の金銭）の供託をさせなければならない。ただし、当該申請人代表者が当該入会権者以外の者から供託をしくてもよい旨の申出があつたことを都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る入会林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

4 第一項の規定による認可については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5 第三條の認可の申請に係る入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該入会林野整備計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該入会林野整備計画において定められている当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転については、農地法第三條第一項又は第五條第一項の許可があつたものとみなす。

第十二條 前條第三項の規定による公告があつたときは、その公告があつた入会林野整備計画の定めるところにより、その公告があつた日限りの公告があつた日の翌日において、所有権が移転し、又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定される。

（金銭の支払及び徴収等）
第十三條 第十一條第三項の規定による公告があつたときは、その公告があつた入会林野整備計画につき同條第一項の規定による認可を受けた者は、その代表者によつて、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、金銭（同條第二項の規定により申請人代表者によつて供託がされた金銭を除く。）を支払ふなければならない。

2 前項の場合には、同項に規定する認可を受けた者は、その代表者によつて、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、金銭（第十一條第二項の規定により供託をするため申請人代表者によつて徴収された金銭を除く。）を徴収することができる。

3 第一項の場合には、第十一條第二項本文に規定する入会権者以外の者は、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、同項の規定により供託がされた金銭に対してその権利を行なうことができる。

（登記）
第十四條 都道府県知事は、第十一條第三項の規定による公告をした場合において必要があるときは、所有者に代わつて、その公告をした入会

林野整備計画に係る土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 都道府県知事は、第十一條第三項の規定による公告をしたときは、遅滞なくその公告をした入会林野整備計画に係る土地についての必要な登記を嘱託しなければならない。

3 第十二條の規定により所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者からその取得に係る権利の全部又は一部の出資（その者が、第十一條第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画において定められている出資計画を実施するために必要なものに限る。）を受けた生産森林組合又は農業生産法人が、第十一條第三項の規定による公告があつた日の翌日から起算して二十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、当該出資をした者の氏名及び住所、当該出資の目的たる権利の種類、当該権利に係る土地の所在、地番、地目及び面積並びに当該権利が所有権以外の権利である場合には、その存続期間、対価その他の条件を都道府県知事に届け出たときは、都道府県知事は、遅滞なく当該法人のために当該権利の取得に關し必要な登記を嘱託しなければならない。

4 第十一條第三項の規定による公告があつた後においては、その公告があつた入会林野整備計画に係る土地に關しては、前二項の規定による登記がされるまでは、他の登記をすることができない。ただし、登記の申請人が確定日付のある書類によりその公告前に登記原因が生じたことを証明した場合は、この限りでない。

（入会権者の地位の承継）
第十五條 第十一條第三項の規定による公告があつた場合において、その公告があつた日までに死亡した入会権者でその公告があつた入会林野整備計画において権利を取得し又は金銭の支払をし若しくはこれを受けるべきこととされているものがあつたときは、その者の地位は、その相続人が承継する。

(処分、手続等の効力)

第十六条 第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者、申請人代表者若しくは第十一条第一項の規定による認可を受けた者の代表者の変更があつた場合又は第三条の認可の申請があつた日以後において入会林野整備計画に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地若しくは物件に關し權利を有する者の変更があつた場合には、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により又はこの法律の規定に基づいてする行政庁の処分により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(都道府県及び市町村の援助)

第十七条 都道府県及び市町村は、この章の規定による入会林野整備の円滑な実施を確保するため、当該入会林野整備を行なうとする入会権者に対して、規約又は入会林野整備計画の作成又は変更に関し、助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(都道府県にわたる事項の処理)

第十八条 入会林野整備の対象とする入会林野が二以上の都道府県にわたる場合には、この章において都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

第三章 旧慣使用林野整備

(旧慣使用林野整備の実施手続)

第十九条 旧慣使用林野整備は、市町村長が、当該市町村又は当該市町村にある財産区の所有に属する旧慣使用林野につき、その農林業上の利用を増進するための他の事業で国若しくは都道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るものの効率的な実施を促進するため、あらかじめ旧慣使用林野整備を行なうことにつき当該市町村の議会(当該旧慣使用林野が、議会又は総会が設けられている財産区の所有に属する場合に

は、当該財産区の議会又は総会。以下同じ。)の議決を経て、旧慣使用林野整備に關する計画を定め、当該計画書を都道府県知事に提出し、その認可を受けて、行なうことができる。

(旧慣使用林野整備計画の決定手続及び内容)

第二十条 市町村長は、前条の旧慣使用林野整備に關する計画(以下「旧慣使用林野整備計画」という。)を定めるには、その対象とする旧慣使用林野に係る旧慣使用権者の意見をきくとともに、それらの者が当該旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認を得なければならぬ。

2 旧慣使用林野で所有権及び旧慣使用権以外の権利(電線路施設用地に係る権利その他の権利で農林省令で定めるものを除く。)の目的となつてゐるもの並びに処分の制限がある旧慣使用林野で農林省令で定めるものについては、旧慣使用林野整備計画を定めることができない。

3 旧慣使用林野整備計画においては、前項の農林省令で定める権利の消滅又は当該権利の目的となつてゐる土地についての権利の設定若しくは移転を内容とする事項を定めてはならない。

4 第四條第一項(同項第四号及び第五号を除く。)、第三項及び第四項の規定は、旧慣使用林野整備計画について準用する。この場合において、同条第一項第七号中「若しくは同号の権利が設定され又は入会権以外の権利が消滅する」とあるのは「又は同号の権利が設定される」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第二十条第四項において準用する第四條第一項各号(同項第四号及び第五号を除く。)」と読み替へるものとする。

(議会の議決等及び認可の申請)

第二十一条 市町村長は、第十九条の認可を申請しようとする場合には、当該認可の申請に係る旧慣使用林野整備計画につき当該市町村の議会の議決を経るとともに、当該旧慣使用林野整備計画において定められた事項のうち所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得させるべき旧慣使用権者に係る部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならぬ。

2 第五條第三項(同項第一号を除く。及び第四項の規定は、第十九条の認可の申請について準用する。この場合において、第五條第三項第二号中「入会権に係る慣行」とあるのは「旧慣」と、「書面」とあるのは「書面並びに旧慣使用林野の一部が第二十条第二項の農林省令で定める権利の目的となつてゐる土地である場合には、当該権利の種類及び内容を記載した書面」と、同項第三号中「第一項に規定する者」とあるのは「第二十条第一項の意見の内容を記載した書面及び同項の確認を得たことを証する書面並びに第二十一条第一項の当該市町村の議会の議決があつたことを証する書面及び同項に規定する旧慣使用権者」と、同項第四号中「入会林野の所在地」とあるのは「旧慣使用林野の全部又は一部が当該市町村の区域外にある場合には、当該旧慣使用林野の全部又は一部が所在する土地」と、同条第四項中「第一項の入会権者の代表者」とあるのは「第十九条の認可を申請しようとする市町村長」と読み替へるものとする。

(認可及び金銭の供託等)

第二十二條 都道府県知事は、第十九条の認可の申請があつたときは、当該申請が次の各号の一に該当する場合を除き、当該申請に係る旧慣使用林野整備計画の認可をしなければならぬ。

一 申請の手続又は旧慣使用林野整備計画の決定の手続若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反してゐるとき。

二 旧慣使用林野整備計画の内容が、当該旧慣使用林野整備計画に係る土地の農林業上の利用を増進するための他の事業で国若しくは都道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るものの効率的な実施を促進することが確實であると認められるものでないとき。

三 旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合には、当該旧慣使用林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第三条第二項各号の一に該当するものであるとき(同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び同法第五条第一項本文に規定する場合に該当するときを除く。)

2 前条第二項において準用する第五條第四項の場合においては、前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により認可をしようとする場合において、当該認可をしようとする旧慣使用林野整備計画において旧慣使用権者が市町村又は財産区に対し当該認可につき次項の規定による公告のある日の翌日までに金銭を支払ふべきこととされてゐるときは、当該旧慣使用林野整備計画につき第十九条の認可を申請した市町村長に当該認可をしようとする旨の通知をするものとし、当該市町村長は、当該通知を受けたときは、遅滞なく、当該旧慣使用権者にその支払うべきこととされてゐる金銭の供託をさせ、又は当該金銭の支払を確実にならしめるためのその他の措置を講じなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならぬ。

5 旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該旧慣使用林野整備計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められてゐる当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転につ

いては、農地法第三條第一項又は第五條第一項の許可があつたものとみなす。

(旧慣使用林野整備の効果等)

第二十三條 前條第四項の規定による公告があつたときは、その公告があつた旧慣使用林野整備計画の定めるところにより、その公告があつた日限りすべての旧慣使用権が消滅し、その公告があつた日の翌日において、所有権が移転し、又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定される。

2 第十三條第三項、第十四條及び第十五條の規定は、前條第四項の規定により旧慣使用林野整備計画につき認可の公告があつた場合に準用する。この場合において、第十三條第三項中「第十一條第二項本文に規定する入会権者以外」の「者」とあるのは「第二十二條第三項の規定により金銭の供託をさせた市町村長」と、第十四條第三項中「第十二條」とあるのは「第二十三條第一項」と、第十五條中「入会権者」とあるのは「旧慣使用権者」と読み替へるものとする。

(地方自治法の適用除外等)

第二十四條 この章の規定による旧慣使用林野整備については、地方自治法第二百三十七條第二項及び第二百三十八條の六第一項(第二百九十四條第一項においてこれらの規定によることとされる場合を含む)並びに第二百九十六條の五第二項の規定は、適用しない。

2 旧慣使用林野整備計画について当該市町村の議会が第二十一條第一項の議決をしたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められてゐる旧慣使用林野に係る権利の設定又は移転については、さらに地方自治法第九十六條第一項第六号及び第七号に掲げる事項についての同項の規定による議決(同法第二百九十五條の規定による議決を含む)をすることを要しない。

第四章 雑則

(測量、実地調査及び簿書の閲覧等)

第二十五條 都道府県又は市町村の職員は第二章の規定による入会林野整備又は前章の規定によ

る旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することが出来る。

2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 都道府県若しくは市町村の職員又は第二項の許可を受けた入会権者は、第一項の行為をする場合には、あらかじめ、当該土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

5 前二項の規定による通知をすることができないか、又は困難である場合には、農林省令で定めるところにより、公告をもつて通知に代へることが出来る。

6 第一項の場合には、都道府県又は市町村の職員はその身分を示す証明書、第二項の許可を受けた入会権者はその許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者又は立木竹の所有者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第一項の場合には、同項の都道府県若しくは市町村又は入会権者は、同項の行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県又は市町村の職員は第一項の入会林野整備又は旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なうとする入会権者の代表者は当該入会林野整備に関し、当該入会林野整備又は旧慣使用林野整備に係る土地の所在地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付(以下「簿書の閲覧等」という。)を求めることが出来る。

9 第一項及び第四項から前項までの規定は、農林大臣が第十八條の規定による処理をする場合において国の職員が行なう土地若しくは土地に定着する物件の測量若しくは実地調査又は簿書の閲覧等の請求について準用する。この場合において、第七項中「同項の都道府県若しくは市町村又は入会権者」とあるのは、「国」と読み替へるものとする。

(権利取得者の義務)

第二十六條 第十二條又は第二十三條第一項の規定により所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者は、当該権利の目的たる土地の農林業上の利用を効率的に行なうように努めなければならない。

(登記の特例)

第二十七條 第十一條第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画及び第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に係る土地の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(課税の特例)

第二十八條 第十二條又は第二十三條第一項の規定により所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者の当該権利の取得による経済的な利益については、租税を課さない。

(国の補助)

第二十九條 国は、政令で定めるところにより、この法律の規定により都道府県知事が行なうべき事務に要する経費の二分の一を補助する。

第五章 罰則

(罰則)

第三十條 第二十五條第一項の規定により都道府県の職員が行なう立入り又は立木竹の伐採(同条第九項において準用する同条第一項の規定により国の職員が行なうこれらの行為を含む)を拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十一條第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に係る土地に關して不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)附則第三條第三号の規定により同法第二條の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の規定が適用される場合においては、第二十七條中「登記」とあるのは「登記及び登録」と、「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)」とあるのは「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)第二條の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)」とする。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第九号の次に次の一号を加える。

九ノ二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律第十四條第二項(同法第二十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル土地ニ關スル登記

4 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(入会林野整備等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

95 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律(昭和四十一年法律第 号)第十二條又は第二十三條第一項の規定により土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に当該土地を取得した時における当該土地の通常の売買価額に對する当該土地

の取得に係る支払額（同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画において当該土地を取得した者がその取得により支払うべきこととされている金銭の額のうち、当該土地の取得の対価に対応する額として政令で定める額に相当する額に限る。）の割合を乗じて得た額によるものとする。

5 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八條の二を第七十八條の三とし、第七十八條の次に次の一条を加える。

（入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権等の取得登記の税率の軽減）

第七十八條の二 森林法第七十九條第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合又は農地法第二條第七項に規定する農業生産法人が、昭和四十一年七月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第 号）第十二條又は第二十三條第一項の規定により土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権を取得した者からその取得に係る権利の全部又は一部の出資を受けた場合には、当該出資による所有権、地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記については、その登記が同法第十四條第三項（同法第二十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により行なわれるときに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二條第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六に相当する金額とする。ただし、当該地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業災害補償法の一部を改正する法律
農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二中「組合員等の支払うべき牛又は馬の死傷病傷共済に係る共済掛金」を「牛又は馬に係る第百十三條第一項の個別共済関係に関し組合員等の支払うべき共済掛金」に改め、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

国庫は、牛又は馬に係る第百十一條の五の包括共済関係に関し組合員等の支払うべき共済掛金（次項及び第三項に規定するものを除く。）のうち、その三分の一に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

国庫は、組合員等その営む乳牛の雌及び第百十一條第一項の肉用牛ごとの養畜の業務の規模が政令で定める最高規模と最低規模の範囲内にあるものが当該乳牛の雌又は肉用牛に係る第百十一條の五の包括共済関係に関し支払うべき共済掛金（次項に規定するものを除く。）については、政令の定めるところにより、当該養畜の業務の規模に応じ、その五分の二又は二分の一に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

国庫は、牛又は馬に係る第百十一條の五の包括共済関係に関し組合員等の支払うべき共済掛金で左に掲げるものについては、その十分の三に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

一 主として自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する者であつて政令で定める基準に該当するものが乳牛の雌につき支払うべき共済掛金
二 第百十一條の八第一項の申出をした者（前号の者を除く。）が当該申出に係る共済掛金期間につき支払うべき共済掛金

第十五條第一項中「住所を有するもの」の下に「（命令の定めるところにより定款で定める者を除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項第三号を次のように改める。

三 牛、馬又は種豚につき養畜の業務を営む者第十五條第一項第四号中「第八十三條第一項第四号」を「第八十三條第四号」に改める。

第八十三條第二項を削る。

第八十四條第一項中「死傷病傷共済にあつては第三号、生産共済にあつては第四号」を「家畜共済にあつては第三号」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三 共済目的
出生後第五月の月の末日（主務大臣が特定の地域についてその日附の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日）を経過した牛、出生の年の末日（主務大臣が特定の地域についてその日附の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日）を経過した馬及び出生後第五月の月の末日を経過した種豚

共済事故
死亡、廢用、疾病及び傷害
第八十四條第二項中「及び第四号」を削る。
第八十五條第一項中「第八十三條第一項第一号」を「第八十三條第一号」に改め、同条第十二項中「第八十三條第一項第四号」を「第八十三條第四号」に改める。

第八十五條の七中「第八十三條第一項」を「第八十三條」に改める。

第九十八條の三を削る。

第九十九條第一項第五号中「第百五條第一項の規定による払込を共済掛金の払込み」に改め、同項第六号中「第百五條第三項の下に「若しくは第百十三條の二」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第百十一條第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、現に飼養し

ていた家畜で当該申込みに係るものうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によつてこれを知せず、又は不実の通知をしたとき（組合員等がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。

第百四條の五の次に次の一条を加える。

第百四條の六 農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の公済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことに伴ひ組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者の業務とする耕作又は養蚕に係る第八十四條第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭がその脱退の際現に第百十條第一号又は第二号に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、なお存続するものとする。

共済事業を行なう市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第百四條の四第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者の業務とする耕作又は養蚕に係る第八十四條第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭がその移転の際現に第百十條第一号又は第二号に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、第百四條の四第二項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。前二項の承諾には、第九十三條第三項の規定を準用する。

第三章第二節中第一百十條の次に次の一条を加える。

第一百十條の二 組合等は、その支払うべき農作物共済又は畜産共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、定款等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聞かなければならない。

第一百十一條の三 家畜共済の申込を「第一百十一條の規定による申込み」に改め、「その申込が死産共済の申込である場合（その申込と同時に当該母畜について死産共済の申込がある場合を除く。）及び」を削り、同条を第一百十一條の四とし、同条の次に次の四條を加える。

第一百十一條の五 第一百十一條第一項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「包括共済関係」という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなつた家畜につき既に同条第三項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は、消滅するものとする。

第一百十一條の六 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四條第一項第三号に掲げるものを飼養するに至つたときは、その時（その時に当該組合等の当該包括共済関係に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時に、当該牛、馬又は種豚は、当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で同号に掲げるものとなつたときも、また同様とする。

第九十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関する権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き

続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四條第一項第三号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。

組合等との間に包括共済関係の存する者が当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなつたとき（その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなつたときを除く。）は、その時に、当該家畜は、当該家畜共済に付した家畜でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第八十四條第一項第三号に掲げるものでなくなつたときも、また同様とする。

第一百十一條の七 農業共済組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

共済事業を行なう市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第一百十一條の三第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。前二項の承諾には、第九十三條第三項の規定を準用する。

第一百十一條の八 組合等との間に包括共済関係の存する者は、その者が第十三條の二第三項第一号の者であるとき、又はその者に係る家畜の飼養頭数その他家畜の飼養に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、廃用の一部又は疾病若しくは傷害の全部若しくは一部を共済事故としない旨の申出をすることができ

る。

前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四條第一項の規定にかかわらず、同項第三号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第一百十一條の二を第一百十一條の三とし、第一百十一條第一項中「出生後第五月の月の末日を経過した牛（十二歳以下のものに限り）」又は「明け二歳以上明け十六歳以下の馬を所有し、又は管理する」を「第八十四條第一項第三号に掲げる牛（十二歳をこえる種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養する」に、「死産共済共済」を「家畜共済」に改め、同条を第一百十一條の二とし、第三章第三節中同条の前に次の一条を加える。

第一百十一條 乳牛の雌、肉用牛（乳牛の雌及び種雄牛以外の牛をいう）、種雄馬以外の馬又は種豚（以下「包括共済対象家畜」と総称する。）に係る家畜共済の共済関係は、包括共済対象家畜の種類ごとに、農業共済組合の組合員又は第一百十一條の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼養する包括共済対象家畜で第八十四條第一項第三号に掲げる牛、馬又は種豚であるものを一体として組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、農業共済組合の組合員又は第一百十一條の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼養する種雄牛又は種雄馬で第八十四條第一項第三号に掲げる牛又は馬であるものを組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

包括共済対象家畜であつて、省令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

第一百十二條第一項中「共済掛金の支払」の下に「（第八十六條第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）」を加え、同項に次のただし書を加える。

但し、その日以後第一百十一條の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

第一百十二條第二項中「死産共済共済」を「家畜共済に係る」に改め、同条に次の一項を加える。家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第一項本文の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

第一百十三條第一項中「死産共済共済」を「第一百十一條第二項又は第三項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「個別共済関係」という。）に係る家畜共済」に改め、同項第二号中「七歳を超える山羊及びめん羊並びに」を削り、同条第二項中「死産共済共済関係」を「個別共済関係」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百十三條の二 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に省令で定める異動（死亡及び廃用を除く。）を生じたときは、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければなら

い。

第一百十四條 家畜共済の共済金額は、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間開始の時ににおける共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十をこえない範囲内において、定款等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

前項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。

包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一條の大第一項又は第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等は、共済掛金期間の中途においても、省令の定めるところにより、組合等に対しその増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該組合員等は、省令の定めるところにより、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合等が当該組合員等から当該共済掛金の支払（第八十六條第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

前項の規定及び第百二十條において準用する商法第六百三十七條の規定による場合のほか、組合員等は、新たな共済掛金期間開始の時に、組合等の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、第百十一條の四の規定を準用する。

前二項の規定又は第百二十條において準用する商法第六百三十七條の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第一項の規定にかかわらず、その変更の時に、その共済価額に同項の最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時に、その共済価額の百分の八十をこえない範囲内において定めなければならない。

第百十四條の次に次の一条を加える。

第百十四條の二 家畜共済の共済価額は、左の金額とする。

一 包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額

二 個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る家畜の価額

前項の家畜の価額は、最初の共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後第百十一條の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時）における家畜の価額とする。但し、組合等と組合員等との協議により新たな共済掛金期間開始の時に、その家畜の価額に改訂すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。

第百十五條第一項中「死産病傷共済を「家畜共済」に改め、「共済目的の種類」の下に「（第八十四條第一項第三号に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して主務大臣が定める種類をいう。次項乃至第四項において同じ。）」を加え、同項第一号中「死亡及び廃用の下に（これらのうち第三号の異常事故に該当するものを除く。）」を、「疾病」の下に「（第三号の異常事故に該当するものを除く。次号において同じ。）」を、「共済掛金標準率甲」の下に「（第百十一條の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第六項において同じ。）」を加え、同項第二号中「共済掛金標準率乙」の下に「（第百十一條の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第六項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 伝染性の疾病又は気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち省令で定めるもの（以下異常事故という。）による損害に対応する共済掛金標準率丙（第百十一條の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率。第六項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下多種包括共済という。）の共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時において現に飼養しているものの価額の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの同項各号の率の合計率を算術平均した率とする。

第百十五條第三項中「共済掛金標準率甲」の下に「及び共済掛金割引標準率甲」を、「共済掛金標準率乙」の下に「及び共済掛金割引標準率乙」を加え、「及び前項の共済掛金標準率」を「並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙」に改め、同条第四項中「四年」を「三年」に改め、同条第五項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に、「組合員等が所有し、又は管理するもの」を「組合員等の飼養するもの」に、「又は同項第二号の共済掛金標準率乙」を、「又は同項第二号の共済掛金標準率丙」に改め、同条第二号の次に次の一項を加える。

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間に、当該組合等と組合員等の飼養頭数の共済目的の種類の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が省令で定める基準に適合する

ときは、前二項の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、第五項の規定による改訂までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率として、当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率を算術平均した率を定款等で定めることができる。

第百十五條に次の一項を加える。

第二項の家畜の価額には、前条第二項の規定を準用する。

第百十六條第一項中「死産病傷共済を「家畜共済」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、疾病又は傷害により支払う共済金は、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第四項の地域別その他命令で定める区分により主務大臣が定める金額を限度とする。

第百十六條第一項第一号中「当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価格」を「当該共済事故に係る家畜の価額」に改め、「共済価額に対する割合」の下に「（その割合が百分の八十をこえるときは、百分の八十）を加え、同条第三項を次のように改める。

第九十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の包括共済対象家畜につき二個以上の家畜共済の共済関係が存することとなつた場合において、他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき第一項の規定により算定された共済金（以下本項において独立責任額という。）の合計額が左の金額をこえるときは、各共済関係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、左の金額に、当該各共済関係に係る独立責任額のその合計額に対する割合を乗

じて得た金額とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、第一項第一号の損害の額の百分の八十に相当する金額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、第一項第二号の金額

第百十六條に次の一項を加える。

第一項第一号の家畜の価額には、第百十四條の二第二項の規定を準用する。

第百十七條中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改める。

第百十八條中「二週間」の下に「(省令で特定の疾病につき二週間をこえる期間を定めたときは、その疾病又はこれによつて生じた共済事故については、その省令で定めた期間。以下本条において同じ。)」を加え、同条に次の三項を加える。

第百十一條の八第一項の申出に係る包括共済関係につき共済事故についての変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となつたものがその変更の日から二週間以内に生じたときは、組合員等は、共済金の支払を請求することができない。

第百十四條第五項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合において、その増額された日から二週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行なわれなかつたものとして算定する。

前二項の場合には、第一項但書の規定を準用する。

第百二十條中「第六百三十九條乃至第六百四十一條」を「第六百四十條、第六百四十一條」に、「及び第六百六十二條」を「第六百六十二條及び第六百六十七條」に改める。

第百二十條の三中「第百十一條の三」を「第百十一條の四」に改める。

第百二十一條第一項中「第八十三條第一項第一号」を「第八十三條第一号」に改め、同条第二項中「第八十三條第一項第四号」を「第八十三條第四号」に改める。

に改める。

第百二十四條第二項中「家畜共済」及び「(次条第一項第三号の金額の保険金を支払うものについては、第百十五條第一項第一号の率)を削り、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、左の金額を合計したもの(第百二十二條第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したもの)の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額」とする。

一 保険金額に、次条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては共済掛金率から第百十五條第一項第三号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に対応するものとして算定される率。次号において同じ)を差し引いて得た率、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五條第一項第一号の率(多種包括共済に係る保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害で診療技術料等以外のものに該当するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五條第一項第三号の率を乗じて得た金額

第百二十五條第一項第三号中「家畜共済のうち、死産病傷共済に係るものにあつては」を「家畜共済に係るものにあつては」に改め、「生産共済に係るものにあつてはイの金額」を削り、同号ロ中「死亡又は廃用」を「死亡若しくは廃用(これらのうち異常事故に該当するものを除く)又は異常事故に該当するものを除く」に改め、「疾病」の下に「(異常事項に該当するものを除く。第三項において同じ)」を加え、同条第二項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条第三項中「第一項第三号の場合には」を「第一項第三号の金額(異常事故に係るものを除く)」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第三号の金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金(疾病又は傷害により支払うものに限る)には、第百十六條第一項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書「(組合員等)と読み替へるものとする。

第百二十六條第一項中「死産病傷共済」を「家畜共済」に改める。

第百二十九條中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 組合員が定款等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

第百三十二條前段中「第九十八條の三」を「第九十八條の二」に、「及び第百零九條乃至第百一十二條」を「第百零九條乃至第百一十二條並びに第百十條の二」に改め、同条後段中「第九十八條の三」を「第百十條の二」に改める。

第百三十六條第三項を次のように改める。

政府の家畜共済に係る再保険料は、左の金額を合計したもの(第百二十二條第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第百二十四條第三項の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一 再保険金額に、第百二十五條第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては共済掛金率から第百十五條第一項第三号の率(多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に対応するものとして算定される率。次号において同じ)を差し引いて得た率、第百二十五條第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五條第一項第一号の率(多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない

共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五條第一項第三号の率を乗じて得た金額

第百三十七條第三号を次のように改める。

三 家畜共済に係るものうち、異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては支払保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、異常事故により支払うものにあつては支払保険金に相当する金額

第百三十七條の次に次の一項を加える。

第百三十七條の二 政府は、農業共済組合連合会が定款の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わることができ。

第百五十條の二を次のように改める。

第百五十條の二 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図るため、毎會計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、主務大臣の定める特定の疾病による家畜の損害につき第百三十二條において準用する第九十五條の規定による指示をした農業共済組合連合会に対し、同条の規定により負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

前項の交付金の交付を受けようとする農業共済組合連合会は、省令の定めるところにより、当該指示に係る処置の内容及び家畜の頭数に関する計画を定め、これにつき主務大臣の承認を得なければならない。

附則

- 1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に存する死産病傷共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、この法律の施行の日の属する共済掛金期間の満了の時（その時まで）に当該共済目的たる家畜が改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第百十一条の五の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該共済目的たる家畜については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時までは、なお従前の例による。
- 3 前項の死産病傷共済の共済関係が、当該共済目的たる家畜が同項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、払い戻さなければならぬ。
- 4 前項の場合には、農業共済組合連合会又は政府は、まだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該組合等（新法第十二条第二項の組合等をいう。）又は当該農業共済組合連合会に払い戻さなければならぬ。
- 5 前二項の規定により払い戻すべき共済掛金、保険料又は再保険料は、新法の規定により払い込むべき共済掛金、保険料又は再保険料とそれぞれ相殺することができる。
- 6 この法律の施行の際現に存する生産共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。
- 7 この法律の施行の際現に死産病傷共済に付されている牛又は馬についての当該死産病傷共済に係る共済掛金に関する国庫の負担については、なお従前の例による。
- 8 改正前の農業災害補償法第百五十条の二第一項の規定による交付金で昭和四十一年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 9 新法第百十一条第一項の肉用牛に係る附則第二項の包括共済関係に関し組合員等（新法第十二

二条第一項の組合員等をいう。）の支払うべき共済掛金（新法第十三条の二第三項第二号に規定するものを除く。）については、国庫は、当分の間、新法第十三条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、その五分の二に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額）を負担する。

10 新法第十二条第五項及び第十三条の規定は、前項の規定による負担金について準用する。この場合において、新法第十三条第一項中「政令の定めるところにより当該組合等」とあるのは、「当該組合等」と読み替へるものとする。

11 新法第百十五條第四項の標準率の昭和四十二年における設定後最初に行なう一般の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和四十四年において行なうものとする。

12 前項の改訂が行なわれるまでの間における新法第百十五條第三項の規定の適用については、同項中「第五項の規定による改訂」とあるのは、「農業災害補償法の一部を改正する法律昭和四十一年法律第 号」附則第十一項の改訂」とする。

13 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

法律（昭和四十一年法律第 号）附則第十項ニ於テ準用スル農業災害補償法第十三条ノ規定ニ依ル交付金ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間家畜勘定ノ歳出トス

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は同日）

- 一、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆）
- 一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆）

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 組合は、第二条並びに第三条第一項及び第二項の規定の例により、合併経営計画をたて、これを農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）の施行の日から昭和四十四年三月三十一日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3 都道府県知事は、前項の認定をする場合には、第四条の規定（同条第一項の規定に基づく政令の規定を含む。）の例により、これを行なうものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第一項第三号中「第四条第二項」の下に「又は附則第三項」を加える。

第八十一条の二中「第四条第二項若しくは」の下に「附則第三項若しくは」を加える。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税、登録税の減免額は、今後の合併の推移によるが、昭和三十六年度から昭和三十九年度までの実績によると一合併組合当たりの減免額は約二百四十万円である。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「五年」を「十年」に、「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村を」と同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村に改め、「改良、造成又は取得をする場合」の下に「（当該区域外において牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合であつて、当該改良、造成又は取得が当該改良、造成又は取得に係る施設の所在の都道府県の同法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しており、かつ、当該施設において処理又は加工される生乳の相当部分が当該都道府県の区域内の同法第三条の規定による集約酪農地域又は同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において生産される生乳である見込みが確実であるときを含む。）」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とする。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とする。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とする。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とする。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とする。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とする。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とする。

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とする。